

第17回平成20年6月定例会会議録(第5号)

招集年月日 平成20年6月18日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後5時28分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	糸井満雄
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	谷口忠弘
6番	家城功	15番	赤松孝一
7番	伊藤幸男	16番	服部博和
8番	浪江郁雄	17番	有吉正
9番	井田義之	18番	森本敏軌

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 植松ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	代表監査委員	足立正人
副町長	堀口卓也	教育長	垣中均
総務課長	大下修	教育委員長	白杉直久
企画財政課長	吉田伸吾	商工観光課長	太田明
岩滝地域振興課長	藤原清隆	農林課長	浪江学
野田川地域振興課長	平野勝彦	教育推進課長	土田清司
加悦地域振興課長	和田茂	教育次長	鈴木雅之
税務課長補佐	小牧伸行	下水道課長	小西忠一
住民環境課長	藤原清隆	水道課長	芋田政志
会計室長	金谷肇	保健課長	泉谷貞行
建設課長	西原正樹	福祉課長	佐賀義之

## 5. 議事日程

- 日程第 1 報告第 1号 平成19年度与謝野町一般会計繰越明許費繰越計算書  
( 質疑 )
- 日程第 2 報告第 2号 平成19年度与謝野町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書  
( 質疑 )
- 日程第 3 報告第 3号 平成19年度与謝野町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書  
( 質疑 )
- 日程第 4 報告第 4号 平成19年度与謝野町農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書  
( 質疑 )
- 日程第 5 議案第 62号 専決処分の承認を求めることについて  
( 与謝野町税条例の一部を改正する条例 )  
( 質疑～採決 )
- 日程第 6 議案第 63号 専決処分の承認を求めることについて  
( 平成20年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号) )  
( 質疑～採決 )
- 日程第 7 議案第 64号 専決処分の承認を求めることについて  
( 平成20年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第1号) )  
( 質疑～採決 )
- 日程第 8 議案第 72号 与謝野町難病患者等ホームヘルパー派遣手数料の  
徴収に関する条例の一部改正について  
( 提案～表決 )
- 日程第 9 議案第 73号 与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正  
について  
( 提案～表決 )
- 日程第10 議案第 75号 与謝野町道路線の認定について  
( 提案～表決 )
- 日程第11 議案第 76号 平成20年度与謝野町一般会計補正予算(第1号)  
( 提案～表決 )
- 日程第12 議案第 77号 平成20年度与謝野町介護保険特別会計補正予算  
(第1号)  
( 提案～表決 )
- 日程第13 議案第 78号 平成20年度与謝野町老人保健特別会計補正予算  
(第2号)  
( 提案～表決 )
- 日程第14 議案第 79号 財産に取得について  
( 提案～表決 )

- 日程第15 議案第 80号 与謝野町立市場小学校屋内運動場耐震補強工事  
請負契約の締結について  
(質疑～採決)
- 日程第16 議案第 81号 与謝野町立石川小学校校舎耐震補強工事請負契約  
の締結について  
(質疑～採決)
- 日程第17 議案第 82号 与謝野町立江陽中学校屋内運動場耐震補強工事  
請負契約の締結について  
(質疑～採決)
- 日程第18 議案第 83号 平成20年度与謝野町一般会計補正予算(第2号)  
(提案～表決)
- 日程第19 閉会中の継続審査(調査)申出書

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(森本敏軌) おはようございます。

(途中から) 当地方におきましては雨もなく、いい天気が続いておりまして、本日も暑くなりそうですが、本日もよろしくご審議がいただきたいというふうに思います。

また、去る14日土曜日には、岩手・宮城内陸地震が発生しまして、土砂災害による大きな被害をもたらしておりまして、亡くなられた皆様方に心からご冥福をお祈りし、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願いたいというふうに思っております。

さて、本日の本会議は盛りだくさんの議案審議となっておりますが、本日すべて議了いたしたく思っておりますので、円滑な議会運営にご協力をいただきまして、ご審議いただきますようお願いを申し上げます。

また、本日も日高税務課長から欠席の連絡をいただいておりますので、代理として小牧税務課長補佐が出席をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

それから、開会前にもう1点ご報告申し上げます。

このたび平成20年度市町村地域自治功労者表彰に当たりまして、長年の議会活動がお認めになられまして、与謝野町議会から井田義之と有吉正議員が、表彰の荣誉に浴され表彰を受けられます。まことにめでたうございます。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 報告第1号 平成19年度与謝野町一般会計繰越明許費繰越計算書から日程第4 報告第4号 平成19年度与謝野町農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書、以上、4件について一括議題といたします。

本案については、既に報告は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

これより報告第1号から報告第4号について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長(森本敏軌) 井田議員。

9番(井田義之) それでは1号から4号までの部分で、少しか聞かせていただきたいというふうに思います。

たくさんの繰越明許費があるわけですが、できるだけ単年度の分は単年度で済ませていただくというのが本来の目的と言うのか、それが本筋ではないかなというふうに思っておりますが、この中でちょっと2、3ピックアップいたしまして、まず、民生費の耐震診断調査ですが、説明の中では、ちょっとの私の間違いがあれば指摘と言うのか、訂正をお願いしたいと思うんですが、業者の関係でというようなことがあったように思いますけれども、なぜこういうことが起きるのかということ。

それから土木費の中で石川上山田線、その下もそうですけれども、地元の調整がというようなことがあったんやないかなというふうに思います。

それから三河内の簡易水道、地盤改良で、これもちょっと遅れておるということで、みんな急がなければならない部分がこういう格好で繰越明許となって、いろんな事情があったと思うんですけども、もう少し詳しくその事情と原因ですね、この辺の報告をお願いいたします。

議長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ただいまの議員さんのご質問にお答えしていきたいというように思います。

私の方からは保育所の耐震診断についてを報告させていただきます。

町長からも説明がありましたように、この耐震診断については業者が診断をするわけなんですけども、その業者報告だけではなしに、最終的にその業者が耐震診断をした結果というのを、判定するという作業があります。その診断が年度ぎりぎりになって、最終の耐震判断につきましてが繰り越したということでございます。

内容的には、岩滝保育所と、それから市場保育所の2件分が、この耐震診断をしました。その結果をさらに違う業者に委託して、この報告書が正しいか正しくないかを判定する部分、判定部分が繰り越されたということでございます。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 議員の質問にお答えしたいと思います。

土木費の石川上山田線についてでございますけれども、今年度から新たに地方道路整備臨時交付金事業を導入をいたしまして、計画をしておるところでございます。

今回の分につきましては境界立ち会いをさせていただきまして、用地買収をしていくというふうな業務をしておったわけでございますけれども、境界立ち会いの関係で、その道路というのは従前は府道でございまして、府道で一応買収はされたというふうな経過もございまして、その復元に手間取りまして、年度内の完成が遅れたというふうな状況でございます。

それから、その下の石川旧府道線の関係でございます。これにつきましてはケース電気東側の石川旧府道線において、歩行者の安全を確保するというふうなことから改良計画を立てておったところでございます。その関係で、事前調査の中で用地買収も含めて可能かどうかというふうな判断をしておりまして、その事業方針の検討に時間を要しましたことから、繰り越しをさせていただいたというふうなものでございます。よろしくをお願いいたします。

議長（森本敏軌） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 三河内の簡易水道につきまして、繰り越しをさせていただいたわけなんですけども、当時から地盤が悪いということで、路盤改良をやるということは予定をしておりました。ですが2月、3月の降雪によりまして思ったより地盤が悪いので、若干落ち着くまで見送らせていただくということで、4月末までの繰り越しをさせていただいたということでありまして。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9番（井田義之） まず1点目、保育所の件ですけれども、当然、業者がある程度の診断をして、それを判定委員会にかけてというスケジュールというのは、もう当初から決まっておるわけですね。これについて業者が遅れたのか、判定委員会が混んでおって遅れたのか、その辺のところ。もう一番最初から、もうそのスケジュールというのは決まっておるのに、いわゆる入札に対する工期というのはもうびちっと業者はやり、判定委員会の方で先ほど言いましたような遅れが出たのか、その辺の細かい、いわゆるなぜこうなったのかという具体的な理由を、お願いしたいなというふ

うに思います。

それから石川上山田ですけれども、これにつきましても一応従来は府道です。ただ、府道につきましてもほとんどが、いわゆる町の方で地主さんとの交渉等は従来からやられておるのではないかなと。だから町になったからそういう地主との調整なり、いろんな過去の経過等で手間取るということは、本来ちょっと理解がしにくいんですね。

これまでから府の事業についても、いろんな町の方で応援をしながら、そういうことがなされておったというふうに思いますので、なぜここにきて府道から町道になったから、町の方のそういう調査が遅れたということについては、ちょっと理解がしにくいということですので、これについてもその辺の、あんまり個人的にかかる部分は別にして、説明のできる範囲で再度説明をお願いをしたいというふうに思います。

それから、ことしは雪というても、あんまり多くの雪は降ってなかったん違うかなと。だから要はどういうのか、例えば雪が降るという前提のもとに地盤改良をやるとすればそれまでにやる。以前、土木事務所の所長と、今じゃなしに大分前ですけれども話したときに、当然、この近辺については30センチの積雪等については、もう頭から入れておかなきゃならないと。30センチや40センチの雪で工事の継続と言うのか延期、遅れた理由にはならないと。それが積雪地帯の土木工事を発注する、また請け負う業者としては、当然頭に入れておいてやるべきだと。ちょっと雪が降ったから、工期を延長してくださいなんていうことは認められないというような、これはちょっときつい所長でしたので、そういう言葉があったんだろうというふうに思いますけれども、そういう土地柄なんですね。そこで、これだけ大きな地盤改良をされとるわけですね。だから、その辺についてもやはり今後のことも含めて、やっぱりしっかりと工程表等を精査しながら、やっぱり工期に間に合うような発注の方法なり、業者の指導というのはやっていっていただかないと、今後こういふことでどんどん工事が遅れることについては、やっぱり他の事業への影響も、大きく影響するだろうと思いますので、その辺について、これはこれについては今後の課長の取り組みの考え方を、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 保育所の耐震の関係です。基本的には、その基本部分については3月15日までの成果ということになっておりまして、これの耐震の判定といいますのは、大体1カ月半ほど判定にかかるということですので、その成果品が上がってから判定に出すのでは、年度を越えてしまうということから、今回繰り越させていただいております。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほどおっしゃいましたように、石川上山田線というのは旧府道でございまして、それを町道の方に移管になったというようなことでございまして、土木事務所が当時行われておりました分筆登記の資料に基づきまして、現地の方に下ろさせていただきました。

そういった中で、地元の方が思っておられる境界の位置と、私どもの方が下ろさせてもらった位置とが多少ずれておりまして、そういった中でお互いに確認をする中で、時間を要したというふうなことでございます。

9 番（井田義之） もうできたん。

建設課長（西原正樹） はい。

議長（森本敏軌） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 遅れた原因につきましては、まず、用地交渉の遅れが原因だと思います。発注するのが遅れたということで、今後、用地買収に絡む物件につきましては早期に発注して、繰り越しのないようにということで発注をしたいと思っております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 保育所について、もう一度お尋ねいたします。

今の課長の答弁では診断をして、それから判定委員会にかけてということになると、もう当然3月末にはできないんだと、もう4月にずれ込んでしまうんだというような、当然のような答弁だったと思うんですけども、そうするとこの工事については、最初からもう繰越明許費をもっていくという前提のもとに予算が組まれて、そのとおりに執行されたということかどうか、再度お尋ねします。

議長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 予算の単年度の方式ということでありますので、今申し上げました繰越分については、これについては当然もう繰り越しでやるということではなしに、議員さんがおっしゃいますように、本来は年度内にきちっと耐震の調査も終わり、診断も終わるとというのが原則でございますけれども、今回については調査部分が、ちょっと工期の関係等で遅れたということがありまして、そういったことで判定部分が今言いましたように1カ月半ぐらいかかりますので、そこから出させていただきますと到底、年度内に本来はやらなければならなかったわけなんですけども、できなかったということでございます。

なお、この繰越分につきましては判定結果が出ておりまして、特に保育所部分については鉄筋コンクリート造りの平屋建てということでありますので、特に異常はないという報告を受けております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） いずれにいたしましても、他の部分もいわゆる補助金の関係やとか、いろんな部分についてはやむを得ない部分が多々あると思いますけれども、年度内執行ということを目指して努力をしていただきたいなということを、最後をお願いしておきたいというふうに思います。

それら後になりましたけれども、先ほど議長が言われました、いわゆる岩手・宮城内陸地震につきましては、多くの被害を与え、住民の方々も大変苦しんでおられる。お見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた皆様のご冥福を心からお祈りをして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで報告第1号から報告第4号の質疑を終わります。

日程第5 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案についても既に報告は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

畠山議員。

- 2 番（畠山伸枝） 畠山です。私は与謝野町税条例の一部改定の概要についてのうち、3番目に出てあります公的年金からの特別徴収制度の導入、これについてお尋ねをしたいと思います。

この特別徴収というのは、いわゆる公的年金からの天引きですが、いろいろと税務課の方からお尋ねしますと148万円までは住民税がかからないということなんですけれども、158万円になると所得税はかからないけど住民税はかかるという意味だと思うんですけども、この辺のあたりがはっきり言いまして、資料の37ページに該当年度の年金額が18万円未満である者は天引きができないということが書いてあるんですけども、こういう方については全く対象外だと思いますし、幾らぐらいまでならば、この住民税の天引きの対象になるのかを、まず1つ大ききしておきたいと思います。

つまりわずかな国民年金だけで生活しておられる方には、住民税がかからないということだと思うんですけども、この辺のあたりをきっちりとはいかないと思うんですけど、大体これぐらいの人ならば、この住民税の天引きの対象になって、これ以下の人ならかからないというあたりの目安というのがどれぐらいになるのか。また、この18万円未満なんていうことは、書く必要がないと私は思うんですけども、そこらはどのようにお考えになりますか。

議長（森本敏軌） 小牧税務課長補佐。

税務課長補佐（小牧伸行） ただいまの畠山議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の、どれぐらいの年金から天引きがあるのかというご質問でございますけれども、いろいろな控除と言いますか、差し引く分がございますので一概には言えませんが、一般的に住民税の均等割、これはいわゆる町民税と府民税と合わせまして、年間に4,000円お世話になっておる部分ですけども、均等割を課税させていただく対象となる所得は、28万円以上となっております。

そういうことになりますと年金の収入額から申しますと、65歳以上の方は120万円は控除ができるということになっております。これは年金の収入額から120万円までは最低でも引けると、控除ができるということになっておりまして、畠山議員さんがおっしゃいましたとおり148万円未満の年金の収入額でしたら单身の方、いわゆる扶養親族とかいうのがなくてお一人の方でしたら、148万円未満の年金収入額でしたら均等割もお世話にならなくても済むということになっております。

それから2点目の、ここに掲げております18万円未満であるということですけども、これは介護保険料の特別徴収と同様でございます。そういういわゆる地方税法の規定と言いますか、そういうことになっておりまして、掲げさせていただくということでございます。

以上でございます。

議長（森本敏軌） 畠山議員。

- 2 番（畠山伸枝） 介護保険と後期高齢者保険料は、収入があろうがなかりが徴収するわけですので、この18万未満の人は徴収の対象にならないということは大変よくわかるんですけど、こんなことが書いてあるばかりに、低所得の人まで住民税を引かれるんじゃないかと、つつい思ってしまうということがあるので、こういうことを書くときは注意してもらいたいと思います。



次に、特別徴収の方法がここに書いてあるんですけども、それとの関連でちょっと余計なことかもしれませんが言いたいですけれども、後期高齢者保険の天引きのとき友達のご主人が、平成18年にまだ仕事をしておられた。職人さんで特殊な技術があるために、高齢だけれども呼んでいただいて仕事をされていたために収入があったわけです。ところが、もう19年になると全く仕事がなくなって、わずかな国民年金だけで過ごしておられる。平成20年ももちろん、こつしもそうですね。

ところが、この後期高齢者保険の天引きが4月に行われた際に、もう大変な金額が来たということで家に来られて、何でこんなようけ取られるんだらう。去年も働いてない、国民年金ですから5万円台の年金で、こんなに引かれたけどどういうわけだらうということで、よくよく調べましたら19年度の所得が確定していないために、18年の所得で仮徴収をしていますということが書いてあるわけですね。そう言われれば文句の言いようもないということで、あきらめるしかないわけですね。

これが4月と6月にがばっと引かれるわけです、今月も多分来てると思います。これを残りの月で調整するということですけども、いったん払っても戻ってくるんだから同じじゃないかと言われるかもしれませんが、それはお金に困っていない人の発想だと思います。5、6万円しかない年金から厚生年金並みの後期高齢者保険料を取られたんですから、正直もうお金がなくなってしまわないかというのが、その人の気持ちだと思います。こうしてまで、取りやすいところから取るというふうに私はもう思えてしょうがないんですね。こういうやり方については、本当に怒りを抑え切れないうことです。

そこで、この住民税の徴収の仕方ですけども、説明がいろいろとここに書いてあるんですけど、年金を受けている人にとって、このような不利になるようなことは絶対にないのか、このことを1つお尋ねしたいです。

今、特別徴収義務者が社会保険庁等となっているんですけども、等というのは共済組合などということでしたけれども、今、社会保険庁は、消えた年金事件以来、全く国民に信用がないと私は思っております。こんなところに任せてといていいのかと本当に心配ですので、年金を受けている人にとって本当に不利なことが絶対にないのか、これについてお尋ねをします。

議長（森本敏軌） 小牧税務課長補佐。

税務課長補佐（小牧伸行） お答えしたいと思います。

まず、1点目の特別徴収の方法でございますけれども、先ほど申し上げられましたとおり、年金から引かせていただきますので、今回の特別徴収は年金にかかる所得についての住民税を引かせていただくという制度でございます。まず、年金から初めて徴収させていただく年度につきましては、その年金所得にかかった税金を、まずどれだけあるかというのを出ささせていただいた上で、資料の に書かせていただいておりますとおり、年度前半につきましては納付書でお世話になる。それから10月分からの支給月につきましては、その残りを徴収をさせていただくというふうになっておりまして、今おっしゃられましたいわゆるほかの所得も含みませんし、年金だけということでございますので、不利と言いますが、そういうことにはならないのかなというふうに思っております。

それから特別徴収義務者でございますけれども、今現在の地方税法と言いますか、法体系の中

で特別徴収義務者、いわゆる年金を支払っておられる保険者は社会保険庁なり、地方公務員共済組合なりというふうな団体がございまして、議員おっしゃられますとおりいろいろな問題が社会保険庁にはあるということになっておりますけれども、一刻でも早く信頼を回復していただいて、今の状況では社会保険庁が当然年金の支払者になっておりますので、そこらも特別徴収をお世話にならんなんというふうになっております。

議長（森本敏軌） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） これも私ごとなのですが、うちの主人は年金暮らしで、そこそこの厚生年金を受けてはいるわけです。ところが年金宅急便というのが届きまして、そのとき初めて10年間もの空白があることがわかりました。そこで以前勤めていた会社にすぐに連絡をとりまして、手続きをしたわけですが、非常にこれが大変なんですね、もう面倒くさいというか。

まず会社が倒産してないかどうかから、幸いなことに倒産せずにいてくれたわけですが、会社がこたえてくれるか。30年も前のことですから、それを知らんと言われれば、それまでという面もあるんですけれども、幸いなことにきちっと証明をしてくれたんです。

それでとりあえず社会保険事務所に電話しようと思ったけど、この電話が全く通じないんです。いつかけても話し中。もう舞鶴まで行くしか仕方がないんですね。遠いところから、まあ言うたら久美浜の果ての方の人まで、みんな舞鶴に行かなければならないわけです。その上、行ったら1時間以上待たされて、難しい話を聞いた上の手順なんですけれども。さらには東京で勤めていましたもんで、東京は人間が多いから調査に手間がかかるというんで、1年間ぐらいかかるというふうに言われて帰ってきたわけです。さらに会社くれたコピーまでつけたんですけれども、認められるかどうかはわからないと言うわけです。その上、偉そうな態度ですね。それに耐えてやらなければならないわけです。そもそも社会保険庁の不始末からはじまったこの事件ですね、それで信用がないわけですが、反省どころか受給者が悪いような言い方をされて、不愉快な思いをして帰ってくるということです。

そこで私が言いたい、聞きたいことは、何か間違いがあったときにどこに行けばいいか、持って行きどころがないと思うんです、相手が社会保険庁ですから。その上、社会保険庁は近いうちに民営化と言うか、別の組織になるということになっておりますね。そうすると、どうしても納得のいかないようなことがあったとき、どこに尋ねに行けばいいのか、ここらあたりも非常に心配になってくるわけですが、これは役場の窓口でしてくれるんでしょうか、そこら辺よろしくお願いします。

議長（森本敏軌） 小牧税務課長補佐。

税務課長補佐（小牧伸行） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

年金を支払っていただく業務は、当然私どもの役場ではなしに社会保険庁なり、先ほど申し上げました地方職員の共済組合であり、そういうことになっておりまして、今回の税の特別徴収につきましては、当然そのいただいた支払額と、そういう控除をしていって住民税が出ると。その課税段階につきましては、当然、私ども税務課で課税の額をはじかせていただく、当然そうなります。

そのデータをまた社会保険庁なり、その支払者にお返しをして、その額に基づいて天引きをいただくということになっておりますので、万が一、課税額に誤りとか、そういうことがございま

したら、当然私ども役場、税務課で対処と言いますか、原因究明と言いますか、調査をさせていただくことは当然ですけれども、その支払額の誤りと言いますか、それはないと思っておりますけれども、そこはまた支払者側ですので、特別調査していただいて、課税のデータは当然税務課から送りますので、そこで万が一ということがありましたら、私どもで対処はさせていただくというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（森本敏軌） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 社会保険庁に対する不信の気持ちというのは、全く変わらないわけですが、課税は町でやると、課税権はあくまでも町にあるということのようですので、とりあえず町にお尋ねするという形になるかと思っておりますので、この件については少し安心ができるかなと思っております。

最後に、町長にお尋ねしたいんですけども、この件につきましては国が税条例の改正を行ったわけですね。ですから、すべての自治体は従わざるを得ないわけですね。そうは言うものの、私は納得のいかない改正だと思っております。しかも反対したいけれども、他の条例と一緒に提出されておりますので、これだけを反対することができないということですね。ですから、ここで公的年金からの特別徴収に関するこの件については、反対を表明しておきたいと思っております。

税の仕組みが勝手に決められる。そして法改正したから各市町村は従いなさいよという、こういうやり方が、どんどんまかり通っているわけですが、こんなことで町民を守れるのだろうか、地方自治を守ることができるのだろうかと非常に疑問に思うわけですが、町長はそこら辺のことをどのようにお考えになってますでしょうか。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 非常に難しい問題なんですけれども、やはり国の機関で一定の論議がされて決められた中身でございますので、やはりそれに従っていくというのは、これはどんな自治体でもそうした法を守るという、遵守するという意味では、そうでなければならぬというふうに思いますが。

ただ、論議をされる段階での仕方と言いますか、どれだけ論議をされたのか、また、どれだけ国民の声が活かされているのかということとは、またこれは別の問題だというふうに思いますし、それらについて、それぞれの自治体の思いあたりが、どの辺まで活かされているのかということについては、おっしゃるような疑問もあるとは思いますが、しかし一定のルールに従って、いろんな面につきましても各自治体がやはり手をつないで国に物を申し上げるという、そうした機会もございますので、やはりそれらの面につきましても納得ができない、あるいは各地方自治体にとっても非常にマイナスが及ぶというようなことであるなら、あるいは公平感が保たれないということであれば、やはりこれは物を申していくということは必要かと思っておりますけれども、今回の件につきましては新しい制度でそうした方向が示されておりますので、それに従って町はやっていくということが、原則だというふうに考えております。

議 長（森本敏軌） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） ありがとうございます。

それではもう最後に一言、公的年金からの特別徴収制度の導入に関してだけは反対を表明して、

私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは62号、町の税条例の改正の専決について、質問させていただきたいと思っています。

今、畠山議員からも出ましたので、若干重複する点があるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思っています。

1つは、まず議会の説明の中での議案資料の中で、37ページだと思いますが、特別徴収義務者等と、こうなっているわけですね。義務者のところで、ごめんなさい、社会保険庁等となっているわけですね。これは先ほどの論議でわかりましたが、社会保険庁が民営化されるということが、今、畠山議員からも指摘がありました。そうすると民営化されるのに、いわゆる公的な税の徴収を任せるということですね。いや、それは限られる条件はありますよ。限定的とはいえ、税金の徴収を任せると。当然、前提の情報もその民営化される特定企業にすべての内容を知らせるといことになりますね。言うなら、そのことは全部個人の情報になるんですが任せて、そこで徴収してもらおうと、こういう理屈になるんですね、そういう理解でいいんでしょうか。

議長（森本敏軌） 小牧税務課長補佐。

税務課長補佐（小牧伸行） お答えしたいと思います。

民営化になるかどうか、ちょっと私もまだ承知しておりませんし、今のところは当然、社会保険庁としてございます。今のお話のとおりでございますが、当然、課税資料と言いますか、中身までいかに受給者の方の税金については、免税額はこれだけですよというデータは、当然お返しをせんと引いていきませんので、そういうことにはなろうかと思ひます。

仮に民営化されて、その団体に任せるといことになるんですけれども、それはまた今の法体系の中では、社会保険庁というのが支払者になっておりまして、特別徴収義務者にもなっておりますので、その後の組織が変わるとい言いますか、そういうことになった場合は、またそういう法の整備の中で、されていくのではないかといいうふうに思ひしております。

以上でございます。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 結局、いわゆる年金による税ですから、限定的とはいえ公的な税金そのものを、ここに全部情報も含めて任すと、このことがはっきりしたわけですね。これは後でまた税のあり方問題についてお尋ねしますが、次の質問に移ります。

この間、年金からの天引きという問題では、ご存じのように介護保険料がありました。次に、後期高齢者医療制度の保険料の天引きが実施されました。言うならこの問題で、今大きな問題になっているのが、後期高齢者医療にかかわる年金からの天引きが問題ではないかといこと、私、正確にはつかんでませんが、全国では2,000を超える不服の異議申し立てが相次いでいます。こういうこと自身は、私自身も全員協議会の中でちょっと指摘をしたところなんですが、理事者としてはどういうふうに判断されているかとい点を、お伺ひしたいといふう思うんです。そんな異議申し立てが起きてるのに、これは正常なんだといふう考えているのかどうか、この点はいかがですか。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） そういう状況が起こってるということは承知しておりますけれども、町としては今そうした判断にまでは至っていないというところでございます。

議 長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の段階でそのことについて、町長自身もなかなかコメントしにくい立場でしょうが、しかし、ここは後でも申しますが、いろいろな問題を含んでいると。先ほど言いましたように全員協議会、去年でしたか、この問題を全員協議会で説明がありましたね。あのときにも私は指摘しました。これはまた後で繰り返すことになるので言いませんが、次の質問に移ります、これはこれで置いといた上で。

今回は先ほど言いましたように、税そのものの年金からの天引きなんですね。なぜ天引きなのかという点を課長、目的や位置づけは何なんだという大儀を教えてください。

議 長（森本敏軌） 小牧税務課長補佐。

税務課長補佐（小牧伸行） お答えしたいと思います。

大儀と言いますか、ただいまのご質問で、高齢化社会が進んでおりまして公的年金を受給されるご高齢の方も大変増加していくという中で、これまで当然年金受給していただいて、一定の控除をさせていただいて住民税をお世話になっておるという場合に、遠いところからでも役場なり、お近くの金融機関なりに出向いて納付をいただいておったということでございますけれども、あらかじめこの年金から自動的に納付をいただきたいというふうなことで、一定、年金の受給者の皆さんの利便性を、向上させていただきたいというふうな思いで導入されたものというふうに思っております、どうぞご理解をいただきたいというふうに思っております。

議 長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） この点も留保しときましょう。次に、最後にまた聞きますから、心配せえでも聞きます。

5つ目の質問です。先ほど言いましたように、昨年、議会の全員協議会の中で、後期高齢者医療制度の説明を受けた際に、年金の天引きについては、受給する年金そのものが現役世代に将来のために積み立てたもので、高齢になったときに、その世帯が生きていくためのまさに生活費だということを申し上げました。また、年金受給者のこれは固有の財産で、固有の権利があるんだという趣旨のことを指摘させていただいたと思っています。ですから年金受給者の確認、本人承諾、これがないと法的には成り立たないんじゃないかと私は考えています。

現に先ほど述べたような、いわゆる全国で2,000人以上の異議申し立てが相次いで全国で起きているわけでありますからなおさらです。この数年、日本中で大騒ぎになった今の年金の制度問題ですが、これは簡単に言えば与党の自民党、公明党が宣伝してきたような、100年安心の年金などというものではなかったということが明らかになったわけですが、この点で非常に国民の最大の不安がここに1つあるということは、世論調査の中でも明らかになってきているんですね。だから今、年金にかかわる論議は非常に慎重さを求められるということを、私は言っておきたいと思っています。

話を戻して、今回の年金からの天引きは従来の保険料などではなくて、税金そのものであり、極めて重大な問題を含んでいると考えています。税金の年金からの天引きは問題があるのではな

いかという点です。

行政側の立場からしますと課税という業務があり、先ほど答弁もありましたように合理的、効率的に行うのは当然であります。納税者の立場からすると、納税に義務があるものの納得できる税額と信頼できる制度でなければならないと思っています。このことは納税者憲章、納税者の権利等々が既に議決されている欧米諸国などでも、半ばこれは常識になっています。この点で住民、納税者に直接対応している町の行政として、税の年金天引きについての再度認識を伺いたいと思っています。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） いろいろと考え方があろうかと思えますけれども、町村会で我々が要望しておりますのは、公的年金の受給者の納税の便宜は先ほど言いましたけれども、あるいは市町村における徴収の効率化を図るそうした観点から、公的年金等からの特別徴収については所得税や、あるいは介護保険料において、同様の制度が既に導入されていることを踏まえ、個人住民税においても早急を実施すること。また、これに伴う町村のシステム開発等にかかるそうした経費的負担については、十分な財政措置を講じてほしいと、そうした内容でのご要望を掲げております。

納税をする人から見れば、そうした出向いて行かなくても一定のシステムの中で天引きされることによって、そうした税が徴収をされるということで、その中身については、やはり当然納得のいくようなきちとした説明がなされ、また、それに対して町も一定のやはり責任を持った説明をする必要があるかというふうに思っておりますけれども、そのやる方法については、こうした形で進めていくことによって町も、また納税者の方も一定のそういう利便性の意味から考えると、効果的ではないかというふうに考えております。

議 長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の答弁も聞いてましたし、それから場内からもこんなことは質問するべきでないみたいな発言もありますが、しかし、これは制度が変わるわけですよ、システム制度が変わるんですから、税については、これほど税のむだ遣い問題が社会問題になってる、こういう中で、当然町民からすれば、このことはきちと論議しとかんなんですよ。

それでできるか、できないかという問題は別ですよ。認識はきちと持っておかなければいけない。このことを私は聞いているんです。だから、できるか、できんかの問題は次の問題ですよ。問題は税についての認識、納税者にとって税とは何か。ここがなければ徴収率を上げ、上げなんて言うたって、納得できないものは上げられませんが、そんなのは、それはもう戦前と一緒にありますよ。

最後に、お伺いしたいと思っています。聞くところによると亀岡市ではほかの税条例の改正と分けて、どうも聞いてると9月議会に提出するようであります、このいわゆる天引き制度の問題ですね。既に政府が国会が決めてるわけですが、本町だけ、この年金天引きやめるといようなことはできるんでしょうか、課長。

議 長（森本敏軌） 小牧税務課長補佐。

税務課長補佐（小牧伸行） お答えしたいと思います。

先ほどから町長の方からも答弁ありましたように、まず地方税法の改正もあり、それに基づいてさせていただくのが大原則にはなっております。また、先ほどからありますように、納付のし

やすい方法に私どもは変えさせていただきたいという思いがございますので、本町だけ年金の天引き制度をやめるということにはならないと思っております。小さな町でございますので、独自にその部分を別個にやるというのはなかなか辛いところでございまして、何とぞご理解をいただきたいというふうに思っております。

議 長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 大体私の言いたかった中心点は述べましたんで、ほかの関連で言えば今回の税条例の改正では、固定資産税でも環境対策に配慮されているところとか、それから、いわゆる俗に言われているふるさと納税等々もございまして、決して今取り上げたいいわゆる特別徴収、天引きだけの税条例の改正ではありませんで、この点は私自身非常に納得ができないと、この特別徴収についてはということだけは、述べておきたいと思っております。終わります。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。  
勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは、ただいま公的年金からの関係につきましては、かなり議論がされましたんで、私はふるさと納税について若干お尋ねをしておきたいと思っております。

この制度が鳴り物入りでと言いますか、かなり税源移譲になるような話もあったりするわけですが、流れを見ても非常に煩雑な、また利用しにくいんじゃないかという気がします。

その関係でまず課長にお尋ねしますのは、いわゆる5,000円の自己負担の分と言いますか、5,000円の控除の分と言いますか、この部分の考え方が非常に事務処理上煩雑だと、こういう意見がありますが、このところはどうでしょうか。

議 長（森本敏軌） 小牧税務課長補佐。

税務課長補佐（小牧伸行） お答えしたいと思います。

ただいまのご質問、一応適用下限額が5,000円ということになっておりまして、これまでの寄附金控除につきましては、10万円が適用下限額となっております。今回5,000円になったのと言いますのは、一定ふるさと納税を利用していただきやすいように、10万円と言いますとやっぱり高額になりますので、一定少ない寄附でもしていただきやすいというふうな制度で、まず導入されておると思っております。

それから、なぜ5,000円のかなど。これは私もなぜ5,000円かというのはわからんですけど、そんなら100円でもいいのかとか、いろんな議論もあったかと思えます。これも最低のラインで、これが妥当かどうかは私もちょっと申し上げにくいんですけども、一定少額的な寄附も考えさせていただくと言いますのか、下の下限額はこうして決められたんじゃないかというふうに思っております。

議 長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それは今課長がおっしゃいましたように少額寄附を防ぐと、こういうことからこれはこういうふうになってると思うんですが、そこでもう1点お尋ねしますのは、ふるさと納税額は住民税額のおよそ1割と、こうなっておるわけですが、ある新聞によりますと寄附をしようと思えますと、事前にその確認をしないと利用者が損をすることがあると、こういう書いてあるものがあるんですが、そういうことになっているんでしょうか。この1割、いわゆる上限額の関係ですね、この計算について。

議長（森本敏軌） 小牧税務課長補佐。

税務課長補佐（小牧伸行） お答えしたいと思います。

この資料にも掲げておりますとおり、今度は寄附の上限額は総所得金額等の30%以内ということになっておりまして、損をすると言いますか、極端に100万円の所得の方が2,000万円寄附を例えればするということになりまして、ここで30%の上限は決められておることですので、今のご質問で問い合わせせんとわからんというところは、この辺のことかなというふうには思っております、上限額も一定先ほど申し上げました下限額とともに、これまでは25%だったのが30%と、ここも一定寄附をしていただきやすいように、額は上限額もふえておりますけれども、今言いますように際限なくと言いますか、たくさんされても控除は受けれないというのは、ここで一定上限額も決められておることになっております。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

11番（勢旗 毅） インターネットの検索サイトにヤフーというのがあるわけですが、ここでクレジットカードを使って寄附ができるというシステムを開発をされて、幾つかの市町村から照会があり提供が始められると、こういう報道を見るわけですが、このところについては、課長、どう思われますか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 現在まだ与謝野町では、そういう制度を取り入れておりませんが、十分研究をしてみる必要があるだろうというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

11番（勢旗 毅） 与謝野町も今度のふるさと納税についての申し込みを受け付けているというのはホームページに出ているわけですが、非常に地味なんではないかなという感じがするわけです。各市町村はここでそれぞれ一生懸命、我が町というものをPRをしておるといふふうに思っております、そのところが1点。

これは副町長さんにお尋ねしましょうか。もう1点は、ここに京都新聞の東京本社に転勤になりました竹下さんという方が、伊根町に寄附をするという例が書いてありました。これを見ますと、それぞれの町ではその町に寄附をしていただいた方に特産品を贈ると、こういう仕組みになっておるやに読めるわけですが、その辺のところは本町としてはどのような考えか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） ただいまホームページが地味ではないかというご指摘をいただきました。それぞれの町のを参考にしながら、私どももつくったわけでございますが、もう一度他町のホームページ等を見比べてみながら、さらに改善の余地があるならば改善をしていきたいと思っております。

それから、いわゆる5,000円が控除の対象にならない範囲でございますね。ですから、伊根町あたりでは、その対象にならない5,000円分について、ふるさと産品を贈るということで地元をPRする、あるいはふるさと産品をPRする、そういった目的をもってそういう制度を取り入れておられます。与謝野町におきまして、現在、それを検討させていただいてるということでございます、できましたならば取り入れていきたいというふうに思っております。

それから参考までに申し上げますが、現在までのところ2名の皆様からふるさと納税をいただいております。1名は氏名を公表してもいいということでございますので申し上げますと、旧加



悦町出身で東京在住の西村さんという方からいただいておりますし、もう1人は匿名希望でございますので名前は申し上げますが1万円をいただいております、現在のところ21万円のご寄附をいただいておりますというところでございます。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

11番（勢旗 毅） ただいま課長からお聞きしますと、2名の方から既に申し込みがあったということでございます。これがさらに広がっていくということに期待をしたいと思っておりますが、そこでちょっと関連して、1点だけお聞きして終わりにしたいと思っておりますのは、教育長さんにお尋ねをいたします。

1つは、この制度ができたということで、学校での従来の普通の勉強のほかにもう少し違った物差し、ふるさとを見る物差し、そういったものが学習の中に取り入れていかれるか、あるいは取り入れていかならんのではないかなという気がするわけですが、特にこのことでのお考えがあれば、お聞かせをいただきたい。

議長（森本敏軌） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。

ふるさと納税につきましては、まだ今始まったところでございますので、税そのものとの結びつけというのは、これからの研究課題だと思っております。

いずれにしても、ふるさと納税に心じていただける方というのは、やはりふるさとを思う気持ちということ、あるいはまた感謝する気持ちが強い方々だと、そのように私自身は思うわけでございます。その意味で従来から郷土を愛する心を育む教育というのを取り組んでおりますので、さらにそれを進めていきたいと、そのように考えております。

以上です。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

11番（勢旗 毅） ありがとうございます。

きょうまでに報道されておりますのは、子供が高校を出るまでいわゆる公の金が入ってるというのが1,600万円と、こういう数字が報道されておりますね。したがって、それに見合う見返りを市町村が期待をするというふうにも思えるわけですが、このふるさと納税制度が、また新しい1つの税源として成長をしていくこと期待をして、終わりにしたいと思います。

以上です。

議長（森本敏軌） もう少し質疑があるようですので、ここで暫時休憩いたします。50分に再開いたします。

（休憩 午前10時35分）

（再開 午前10時50分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑を続行いたします。質疑はありませんか。

野村議員。

1番（野村生八） それでは専決されました税条例の改正について、引き続き私も特別徴収の問題で2点お伺いしておきたいと思っております。

第47条の2で書いてあるんだと思うんですが、前期と後期、2段階での額の天引きになると

ということだと思います。これは介護保険もそういう制度になってまして、介護保険料の天引きで所得が変わってないのに、10月から上がるとかということになってるのは、なぜなのかということでの苦情に近い問い合わせが来ております。問い合わせると、これはなかなか法律上と言いますか、システム上なっていることで、それを調整することは難しいというふうに、前に聞いたときは答弁を福祉課の方でいただいたとったんですが、今もそういう状態のなか。そんなに所得が変わってないのに、介護保険料が年金から天引きされるのに違っているとすることは非常にわかりにくいと、住民から見れば、これについては、まず介護保険料の今のシステムはそうになっているのかどうかという点について、福祉課長にお尋ねします。

議長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ただいま議員さんに年金天引きのことでご質問をいただきました。

介護保険料につきましても、年金から引かせていただいております、支給月に引かせていただくことになっております。

今、収入なり、所得の金額が変わらないのに、年金の天引き金額が変わるというようなご質問だったわけなんですけども、ご承知のとおり介護保険料といいますのは、現在、第1段階から7段階までの7つの区分に分けて保険料を決めさせていただいております。所得が余り変わらなと言われましても、その所得によりましては段階が、例えば4段階から5段階に上がったり、逆に3段階から4段階に上がったりというような変動がございます。

そのときには金額が、例を申し上げますと、4段階が基準額ということになっておりますが、金額的に申し上げますと4万9,300円を、今、年額ではいただいております。その前段階の3段階になりますと、25%割引ということで基準額の75%相当額、すなわち3万7,000円の金額ということで、ここに2万3,000円の差が出てきます。このように少しの段階が違うことによって、大きな金額が現在の保険料としては年間では変わってまいります。

それを年金天引きさせていただきますと、言いましたように6回の天引きとなりますので、勢いその分の変更になった金額が、仮徴収を含めると、あと4回で調整するということとなりますので、その4回でその差額分を調整しますと金額が上がったり、また逆に下がったりすることがあります。

このように、そういったいったん段ができますと、仮徴収部分でやっていきましても、どうしてもその差が埋まってこないのが現実でありますので、なるべくそういった差が生まれぬような方法も福祉課の方では考えております。仮徴収のときに均等になるような金額をもってきて、仮徴収させてもらうとかいうことを考えてはおるんですけども、現在、スカッとした解消方法はないというのが現状でございます。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 今答弁がありましたように、いったん所得によってランクが変わったら、その後、同じ所得でも、ランクが変わらなくても前期と後期、10月から金額が変わるということで、非常にその辺がわかりにくいということで。先ほどの答弁では、若干、町の方でも是正するような取り組みができる可能性があるみたいな答弁だったんですが、前に聞いたときは、もう法律上、やりようがないという答弁もいただいたとったんですけど。

お聞きしたいのは、今回年金から税の天引きなので、この47条の2も同じことになるのか、

これについては年金はほとんどもうそんなにたくさん変わるわけではないし、税額というのも、もうそんな制度が変わるわけじゃないわけですけども、そういうことが起こる可能性がある制度なのか、その点についてはいかがでしょうか。

議長（森本敏軌） 小牧税務課長補佐。

税務課長補佐（小牧伸行） お答えしたいと思います。

特別徴収の方法につきましては資料に書いてありますとおり、上半期と下半期と分けさせていただいております。いわゆる上半期の年金支給月のときには、4月からその年度としてのスタートがあるんですけども、その時点ではまだ、いわゆる年金受給されとの方の住民税のその年の年税額がまだ確定していないということでございますので、上半期の年金支給月につきましては、前の年の下半期にいただいておった税額を仮徴収させてもらってます。下半期に精算を、その年の年税額が出ておりますので、残りを精算で3回の10月、12月、2月の支給月で徴収させていただく。これも介護保険と似たような制度でございまして、仮徴収部分と本徴収部分とはできるんですけども、今議員さんからご指摘ありましたように、年金の支給額が極端に変わらないということでありましたら、仮徴収して10月から本徴収、言うたら精算を打つということで、若干の額は変わるのではないかと思うんですけども、大がわりをするということは、極端に年金の支給額が変わらん限りは、ないのではないかというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 後期高齢者でも同じことがあったと思うんですけども、そういう非常にわかりにくい問題点、これはやっぱり早急に是正をしていただくということは必要だろうというふうに思います。先ほど町長が言っておられましたけれども、伊藤議員も言っておられましたように、今の暮らしの中で大変みんな苦勞して、こういうものを払いながら暮らしている。そういう中でだんだん制度が複雑になって、しかもわからないという変動が起こったりということで、非常に信頼がなくなっていく大きな原因が、こういうところにもあるわけですね。そういう問題が明らかになった場合は、直ちにそういう住民の声を国に届けて是正いただくというところでも、なかなか決まったことはせんなんですけども、自治体としては、そういう姿勢でぜひ努力いただきたいというふうに思います。

あと1点だけ質問しますが、この年金の特別徴収の対象者としては年金だけの方とそうでない方、年金以外にも収入があって、それ以外の税もある方と二通り大きく分けたらあるというふうに思います。年金だけの場合は言われるように効率化になる可能性はあるのかなというふうに思うんですが、年金以外の税がある場合に、これは効率化になるのでしょうか。新たに別立ての税を確定して、そして別の徴収をして、そして全体の確認をしていかならんと。これは効率化するんですか。

議長（森本敏軌） 小牧税務課長補佐。

税務課長補佐（小牧伸行） お答えしたいと思います。

確かに年金以外の所得がある方もございまして、その部分についても課税対象となる税額が出る方も当然でございます。その部分につきましては、年金の所得の税額と合算して年金から引くということになりますと、年金から例えば引き切れないということもあろうかと思っておりますので、今回の制度では、年金以外の所得のある方の課税部分につきましては、別途徴収させていただくと

いうふうになっておりまして、これはいわゆる給与所得者でも譲渡とかありましたら、別に税額が出て引き切れないという部分もあって、いわゆる私ども専門用語でウチトクと申しますけれども、別に普通徴収でさせていただくという部分もございますので、今回は年金以外の所得のある方につきましては別で徴収をさせていただいて、わかりやすい納税通知を設計していきたいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 明確な答弁はなかったですが、別にまた通知もせんならんというふうなことも含めて、本当にその部分については効率化されるのかという点では、非常に今の答弁でも疑問だなというふうに思っています。

実際やっていく中で、その辺についても国が決めたからということではなくて、本当に自治体にとって、住民にとって、税の確定を住民自身が行い、そして納税は住民が行うと、この権利をしっかり守りながら自治体の負担も減らしていく。そういう立場であるべき問題については、しっかりと国に求めていくということが必要だろうというふうに思っています。

今やられてることで、ほかの問題でも同じことがいっぱいあるというふうなことも指摘をしておきまして、やはりこれはそういう意味でも、住民のそういう思いからはかけ離れている問題だというふうなことも指摘して、質問を終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

糸井議員。

1 0 番（糸井満雄） 私も公的年金からの特別徴収につきまして若干3、4点、質問をさせていただきたいと思います。

私は過日、総務委員会等でする説明をいただきまして、ある程度理解はしておるわけですが、若干その中で、まだ漏れとか、あるいはちょっと疑義を感じる面がございますので、本日いろいろと皆さん方からも質問されておりますので、大体内容的にはクローズアップされたわけですが、若干質問をさせていただきたいと思います。

今回のこの公的年金の特別徴収制度が導入されることによる与謝野町に及ぼす影響と申しますか、そういったものが若干危惧される面があります。と申しますのは、税務課の事務量がふえるんじゃないかなと。例えば年金の課税を決定して、それを保険庁に通知するというのは、やはりこれは税務課の仕事であろうというふうに思うわけですが、そういったことで税務課そのものの事務量が大幅にふえていくんじゃないかなと、こういうふうに思っておるわけですが、その辺はどのような影響があるのか。またそういった場合に、一般財源の持ち出しということにもなりかねませんので、そういった場合、国からの補助金があるのかどうか、そこら辺についてもお尋ねをしておきたいと思います。

それからもう1点、私も年金受給者なんですけど、これが実施期日が21年10月ということで、まだ1年有余あるわけですが、今、後期高齢者の問題で、大変実施時期になって混乱が巻き起こっております。したがって、そういうことのないような処置をしていただきたいわけですが、その辺についてはどのようにお考えなのか。この3点について、まずお尋ねしておきたいと思います。

議長（森本敏軌） 小牧税務課長補佐。

税務課長補佐（小牧伸行） お答えしたいと思います。

先ほど議員さんのご指摘がありましたように事務量と言いますか、データのやりとりにつきましては、先ほどから申し上げております特別徴収義務者と言いまして、年金の支払者からそれぞれ来るのではなしに、統一された経由機関が今回設けられるというふうになっておりまして、その経由機関で、それぞれの年金保険者から、だれだれに支払ったというデータが一本化されて、それを今度は市町村ごとにまたいただくというふうな流れになっておりまして、私どもはそれに基づいてまた課税をさせていただいて、電子データで送り返すというふうなシステムになっております。

これにつきましては当然議員さんがおっしゃいましたとおり、システム改修をさせていただかんらんということにはなろうと思っております。これにつきましては、今仕様につきましても統一的な指示を待っておるといふような状況でございまして、その財政負担につきましては町長の答弁にもありましたように、いわゆる町村会等の要望もありますので、国から一定のそういう補助金ではないと思うんですけれども、措置があるんじゃないかというふうに思っております、事務の効率化と言いますか、そういうことでシステム改修はさせていただかんらんというふうになっております。

事務量がふえるんじゃないかというようなご心配をいただいておりますけれども、そのようなことで当然システムを改修していただいて、間違いのない課税と言いますか徴収をさせていただきたいというふうに思っております。

それから実施時期が21年10月支給分から、徴収をさせていただくということになっておりまして、まだ周知期間と言いますか、住民の皆様にご連絡をしたり、ご説明をしたりという期間はございますので、徹底した広報をさせていただいて、ご不明な点がありましたら税務課で当然ご丁寧にお答えをしたいというふうなことで、十分な広報をしていきたいというふうに考えております。

議長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） それではやっぱり電子データで向こうへ送るといふことで、システムの改修と言いますか、そういったものをしていかなきゃいかんと。やっぱりこれにはかなりの資金投入が必要じゃないかなというふうに思います。先ほど町長が、町村会の方で要望しておるといふふうに言っておられますけれども、それについては、ぜひやっぱり国の方からのそういった、国が変えるんですから、そういったものをやっぱり与謝野町の一般財政に影響のないような処置を、特にお願いをしておきたいなというふうに思っております。

それから広報活動につきましても、やはり広報紙等を発行していかならんわけですし、そういったものでも費用も要るわけですから、この制度導入に対して与謝野町は少なからず影響を受けるといふことだろうと私は思いますので、そこら辺についても十分国との調整を、ひとつ図っていただきたいなというふうに思っております。

それから、先ほど野村議員の方からの質問がありましたけれども、やっぱり前期・後期と分けての徴収、それから年金以外の収入というのがございまして、年金以外の収入につきましては普通徴収というふうに今答弁を聞きましたんですけども、そういったことに対していろいろとややこしい、結局、納税者にすれば手続を踏んでいかなきゃいかんというふうに思うわけです。

そして確定申告もしなきゃならんと思うんですけども、その確定申告との関係はどのようになるんですか。そこら辺もちょっと私はわかりませんので、もしあれでしたらちょっと答弁願えませんか。

議 長（森本敏軌） 小牧税務課長補佐。

税務課長補佐（小牧伸行） お答えしたいと思います。

ちょっと前に戻りまして、先ほどのシステムの開発経費につきましては、本年度におきまして所要の交付税措置がされておるということでございますので、お答えをつけ加えさせていただきたいと思います。

それと確定申告の件ですけれども、年金受給者の方につきましては、年金だけでしたら今でも当然支払い者から年収額なり、控除対象配偶者というて奥さんなりご主人が扶養でおられるとかいう、そういうデータはいただいております。当然、確定申告をしていただきませんとほかの控除ですね、例えば医療費控除ですとか、先ほどの寄附金控除ですとか、給与をいただいている我々でもそうなんですけれども、給与だけでしたら年末調整で済むんですけれども、ほかの控除を受けたいという場合は、当然、確定申告をしていただかないとということになります。

年金受給者の方につきましても医療費控除がされたりとか、ほかの控除があるということになりましたら確定申告をしていただいて、その上で課税額を決定させていただきたいというふうな流れになっております。

議 長（森本敏軌） 糸井議員。

10番（糸井満雄） いずれにいたしましても、いわゆる年金受給者、納税者に対して混乱が起きないように、ひとつ処置を十分とっていただきますように、そういった点につきまして指摘いたしまして、質問を終わりたいと思います。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第62号を採決します。

本案について、原案のとおり承認することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町税条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定しました。

日程第6 議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

本案についても既に報告は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより議案第63号を採決します。  
本案について、原案のとおり承認することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(森本敏軌) 起立全員であります。  
よって、議案第63号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号))は、承認することに決定しました。  
日程第7 議案第64号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第1号))を議題といたします。  
本案についても既に報告は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより議案第64号を採決します。  
本案について、原案のとおり承認することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(森本敏軌) 起立全員であります。  
よって、議案第64号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第1号))は、承認することに決定しました。  
日程第8 議案第72号 与謝野町難病患者等ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の一部改正についてを議題といたします。  
本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) それでは、議案第72号について質問をします。

若干いろんな意見も聞いておりますので関連質問になりますが、まず、ホームヘルパーなんですけれども、いわゆるホームヘルパーになる施設職員など医療や、また介護の中でもそうですが、前にも指摘しましたように、現場職員の待遇というのは非常に厳しい事態になっています。

この間、全国でいろんな声が寄せられまして、労働条件が非常に過酷だということと、雇用条

件そのものも事業所自身が対応できないという中でやめられるとか、こういったケースが非常に寄せられています。当事者は諸団体にいろんな調査、アンケートも取り組まれまして、大きな社会問題の1つになっているということが言われています。

その大もとにあるのは、この間、私どもも指摘しているように、毎年、毎年2,200億円のいわゆる社会保障の予算をカットして、その結果、いろんな法的なことが加速して、おかげでこういうことが、どんどん起こっているというふうに思っているんですが、本町の中でこれらの施設職員の待遇や事業所の実態を、町行政としてどういう把握のされ方をしているのか。されていなければ、その点についての見解を伺っておきたいというふうに思っています。

議長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ただいまの議員さんのご質問にお答えしたいというふうに思います。

今回の提案については難病のヘルパーの提案をさせていただいておりますけれども、ホームヘルパー全体に対してのご質問だというように理解をさせていただきます。

ご承知のとおりこの訪問介護、ホームヘルパーにつきましては、私は当時、平成12年の介護保険がスタートした段階で介護保険の担当をしておりましたけれども、そのときにヘルパーの単価というのは、私の記憶の中では1時間当たりの身体介護が4,020円ということでありました。今現在の介護保険の制度を見ておきますと、同じように4,020円の単価ということで変わりはありません。このように制度が始まって9年になるわけなんですけど、このホームヘルパーの単価は改正されてないというようなことでございます。

そういったことがありますので、ヘルパーさんの業務というのは大変単価が上がっていない段階ですし、また高齢の方で介護ニーズの要求もいろいろ多様化しております中で、本当にご苦勞なお仕事をしていただいております。そういったことは十分認識はいたしておりますけれども、町としてこの介護保険等々なり、また障害者のホームヘルパーにしても単価の改正が行われておりません中で、追加して支援させていただくような制度については行っておりません。

しかしこの間、メディアでも放送されておりますように、今議員さんがご指摘されましたように、本当にこういった介護をする方の収入が少ないということであって、もう最悪の状態については支えるスタッフがいないということで、閉鎖をされるような施設があるというようなことをテレビメディアなんかでも、私は見させていただいております。

こういったことが多く放映されておりますので、今年度は来年から第4期の介護保険の報酬等々の改定があるわけなんですけど、この中では一定見直しがされるものというように私は思っております。確かな情報ではございませんので、私の思いとしてはそうなんですけれども、そういったことで、そうしていただかないとこういった支えていただくサービス業務がなくなるということでもありますので、このあたりは改定されるものというふうに思っておりますし、また、今言いましたように、従事していただいております方については本当にご苦勞だということは、町としましても認識をいたしております。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） どこまで事態の掌握ができるんかはわかりませんが、しかし今いろんな問題が起きてる、私どももそういう話を聞くわけですけども、そういう話やマスメディアで出ているような問題を考えますと、やっぱり行政としてもそれなりに実態に接近すると言いますか、把握する



ことが求められているのではないかというふうに思いますので、この点はぜひ努力していただきたいなと思っていうふうに思っています。

もう1つは、今、いわゆる医療や介護の現場での問題を反映して、いわゆるそういう病院や施設の当直の体制の問題です。この間、国会でも日本共産党もかなりいろんな角度からこういう要望して、実態をきちっとつかむようにということで再三再四この問題に取り組んでまいりまして、そうした反映もあって、もちろん各施設や病院等医療関係の団体からも、実態が大変だという要望も非常に国に対して出されております。

そういうことの反映もありまして、厚生労働省は現場の調査を行いました。これは1つの前進だろうというふうに思っているんですが、その一部だけちょっと申し上げますと、こういうことになっております。

2次救急医療機関ということを前提に調査を行っているんですが、当直医がいわゆる想定できることなんですが専門外、それから患者対応中、こういうことで急患自身を受け入れられないということがかなり多発しております。その背景の1つがどういうことかと言うと、当直の日の勤務の医師数が1人、こう答えたのが43%であります。それから2人と答えたのが28%、だから非常に圧倒的多数が、対応できないような事態に追い込まれていると。余りこういう話をする、またブーイングが出そうですので、次の話に戻っていたしますが、私はこういう事態が今、将来問題とかいうことでなくて、現実にこの宮津、与謝北部の中でも起きているのではないかと。現にいるんな話がこの間、医療問題にかかわって起きてますので、この点でもやっぱり行政として、実態をつかんで対応していくということが要るのではないかというふうに思っているんですが、この点でのお考えをお聞かせ願えたらと思っています。

議 長（森本敏軌） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 議員のご質問にお答えいたします。

担当課といたしましては、いろんな資料が参って目を通すわけなんですけど、現時点といたしまして私の認識の中で、どのような実態があるというふうなことについてちょっと不勉強で、私の認識に至るまでには至っておりませんので、ご了解いただきたいと思っております。

議 長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の対応だけで考えますと、非常にやっぱり狭いと思うんです、対応が。現実の受け入れ体制そのものが重大な局面に立っているというのは、ここ北部の関係者の共通した認識です。医者自身もそう言ってるわけですから、ですからそういう点はやっぱりできるだけ、全面的な責任があるわけではないんですけども、しかし行政としても、それなりの目配りや調査をする必要があるというふうに思いますので、ぜひその努力をしていただきたいというふうに思います。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより議案第72号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。  
（賛成者起立）
- 議 長（森本敏軌） 起立全員であります。  
よって、議案第72号 与謝野町難病患者等ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。  
日程第9 議案第73号 与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。  
本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより議案第73号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。  
（賛成者起立）
- 議 長（森本敏軌） 起立全員であります。  
よって、議案第73号 与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。  
日程第10 議案第75号、与謝野町道路線の認定についてを議題といたします。  
本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより議案第75号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。  
（賛成者起立）
- 議 長（森本敏軌） 起立全員であります。  
よって、議案第75号 与謝野町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。  
日程第11 議案第76号 平成20年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）を議題といた

します。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もうないのかと思いますが、ほかの方は。私はちょっとありますので質問をさせていただきたいと思っています。

まず、8ページの地方債と、14ページと24ページにかかわって繰上償還が行われるということについて質問したいと思っています。

今回は金額もかなりの大きな金額というわけではございませんが、この関係でいわゆるどの程度のメリットがあるのかというあたりを試算されておりましたら、お聞かせ願えたらと思っています。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

公的資金借換債ということで、今回は1,120万円を一般会計で上げておりますが、本年度は一般会計でもう少し繰上償還をしたいと思っております。予定額は5,770万円でございます。9月に繰上償還する分の借換債を出させていただいたということでございます。次は3月でございますので、その残りのものは9月ないし12月に、補正予算で審議をお願いしたいというふうに思っております。

そこで一般会計では、この公的資金の繰上償還を合わせまして、20年度と21年度の2カ年間で8,480万円を予定いたしております。一応どの程度利子が軽減されるかということでございますが、585万9,000円程度の利子が今後軽減されるということでございます。ということで、よろしくお答えをいたします。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） よくわかりました。

2つ目の質問に移りたいと思います。16ページで町長の提案説明の中で、京都の司法書士会との連携で、いわゆる高金利に悩んでいる債務相談ですね、こういう方々の相談を対応したいということがあったように思います。

私自身は以前から一般質問でも指摘、提案させていただいたわけで、大変喜んでおります。この取り組みの具体的な内容ですね、この点を伺いたいというように思っています。

議長（森本敏軌） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

内容につきましては以前から議員の方からも、もう少し深く住民の皆さんの要望にこたえるような、そういう相談業務ができないかというご指摘をいただいておったというふうに思っております。

今回、司法書士会の方と契約をさせていただきます経過につきましては、東京でそういうサラ金とか、多重債務問題を専門でやってこられた司法書士さんが、京丹後市で開業されるということになりまして、自治体でそういう相談があれば積極的に支援をしたいというお申し出を受けたということでございます。

それでうちの内部で検討をしました結果、個人の営業に対して支援をするということはどうかなということもありまして、以前から京都司法書士会の方が、業務を受けさせていただくという申し入れもいただいておりますので、今回、京都司法書士会と契約をさせていただくと。その与謝野町の多重債務の緊急相談の1人の司法書士として、その方にも登録をいただくということで、内容としましては、現在、京都の弁護士会の方で月2回、京都府が弁護士による無料法律相談をやっております。これに大体そういう相談が寄せられた場合は、つないでおるわけなんですけど、それでは緊急の場合が対応できないということで、司法書士会の方につきましてはそういう相談日は設けずに、そういう緊急に対応するための相談業務をやっていただくということで、現在、司法書士会の方と調整をしておるということでございます。

それで金額的には大体、前例としまして亀岡市でやっておりまして、非常に実績を上げておるということで京都新聞でも報道された経過があります。その内容が大体年間20万円ということで契約をされてますので、それ以内でできるだろうということで、現在調整をさせていただいております。調整ができ次第、また具体的な内容を「お知らせ版」等で広報させていただきたいというふうに思っております。

議 長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） よくわかりました。

私自身も少なくないこういう相談を受けてきたわけですが、こういう高金利の借り入れについて、抵抗感がない方が非常に多いように思います。それはなぜかと言いますと、この間のやっぱり金融の大手なんかをはじめとするコマースの影響ではないかというふうに思ってます、まことしやかにどんどん、あるいは当たり前のように借りてしまうということが非常にあるんで、そういう是正もしっかり受けとめた形で対応が要るのではないかというふうに思ってます、ぜひ期待をしているところです。

次の質問に移ります。18ページの環境美化の保全対策ということで、温江のプラテック臭気調査の委託料が出ております。この関連で質問させていただきたいと思っております。

先日も温江の町政懇談会の中でもこの問題で、理事者の皆さんもご存じのように多くの質問も出されました。私は幾つか問題の整理が要るのではないかというふうに思ってます、1つは、こうした悪臭や煤塵などを発生させるような企業の場合、営業の許可権というんですか、事業を行う場合の許可権というのはどこにあるのかということが1つです。もちろん臭気だとか、煤塵だとか細かく分担があるようですが、その点は市町村になるのかどうか、こちら辺を1つはお伺いしたいなというふうに思っています。

議 長（森本敏軌） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

まず、大前提の問題としまして、廃棄物には二通りございまして、産業廃棄物と一般廃棄物がございまして。産業廃棄物につきましてはご存じのように営業目的から排出される廃棄物として、その中でも品目が法律で指定をされておるということです。その産業廃棄物の許可権限につきましては、すべて京都府知事ということになっております。市町村の権限につきましては、一般廃棄物という区分けになっておりまして、伊藤議員のご質問の営業許可権につきましては、温江の場合は京都府の許可ということになります。

それから2点目の臭気とか騒音とか、そういう公害問題等に対してどこが指導権限を持つのかということであろうというふうに思いますが、まず、臭気、騒音、振動、それから今問題になってます煤塵、こういうものにつきましてはすべて市町村の権限で指導を、一定数値をクリアすれば勧告できると、そういうものになっております。

それから京都府につきましては、もっと大きく言いまして硫黄酸化物で工場の煙突から大量に排出されるような場合の大気汚染だとか、それから河川に大量にそういう工場排水が排出されるというような、そういう水質汚染、この2つが京都府の大きく言いまして指導権限ということになっております。

議 長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の話を聞いてますと、今回の事業所の場合は若干是正がされてきてるようですが、においや市町村の管轄にかかわる問題と、それから大気汚染というところまでいかなくても、かなりそういう側面を持ってるなという部分と、それから水質汚染の問題も出てきましたら、京都府の関与するところも非常に大きいなというふうに思ってます、改めて認識をしているところです。

その関連で、2点目の質問をしたいと思っています。改善のための工事も事業所もされておるようですが、今回、町政懇談会の中で課長もおっしゃってましたし、町長自身もお触れになったわけですが、いわゆる工事完成検査ですね、改修工事の完成検査に町側も立ち入りしたいということで、京都府の立ち会いなんです、そういう申し入れをしているのに、京都府が躊躇されているというような答弁がありました。これは私ちょっと納得できないんですが、もちろん住民の方も、なかなか納得してもらえんだろうと思うんですが、この点は課長、どういう理解をしたらよろしいんでしょうか。

議 長（森本敏軌） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをさせていただきたいというふうに思います。

5月23日付で、温江の施設につきましては第2期の臭気、粉塵等の対策工事の申請が京都府の方に出されました。それが大体6月上旬ぐらいに許可が出るだろうというふうに思っております、今はもう出ておるといふふうに思ってます。これからその改善のための工事が、実施をされるということになります。

先ほども申しましたように許可権限は京都府でございますので、施設の改修工事が済みました段階では、当然、京都府の完成を見届ける検査があるということです。それにつきまして町の方も、説明も聞きたいので立ち合わせてほしいということをお願いをさせていただいておりますが、その回答をいただけていないということで、若干この間の町政懇談会の中では、説明が不足しとったかなという部分がありますので報告させていただきますと、まず完成検査は、会社とあくまで許可権者であります京都府がすべきものでありますので、第三者であります市町村が立ち会うというのは、異例のことになるかというふうに思います。その部分につきまして、会社の方の了解も得なければ、保健所の一存では返事ができないということで回答をいただいております、まだその回答が来ていないというのが実態でございます。

議 長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 内情がちょっとわかりましたが、私はどうであれ住民と窓口の町側との対応で、

今、管轄責任の問題で、エリアが分けにくい問題もおっしゃいましたが、現にやっぱり大きな苦情が長い期間にわたってあるわけですね。そうだとしたら府にもそのこともよく伝えて、そういう事態を報告したら、断るなんていうことは考えられないというように私は思っています。それはぜひ、そういう努力をしていただきたいなというふうに思っています。

次の3つ目の質問に移りますが、その点で、いわゆる温江、谷垣住民を中心とした多くの皆さんは、まだまだ臭気の問題が基本的に改善されていないと、こういう認識のようです。住民の窓口である町の行政に、あのみんなの声を聞いてますと非常に強い期待をされています。

私はずっと聞いてまして、課長の答弁も町長のお答えも含めて、前回の懇談会以上に踏み込んだ答弁をされておられるなというふうに思っていますが、この点でさきの質問でも私は指摘をしました。やっぱりその住民組織が今つくられているわけで、そこの親密な協議関係をやっぱり積み重ねることが、非常に大事ではないかというように思うんですね。問題を、地元要望を1つ1つ解決していくという努力を、ぜひ努力していただきたいというように思っています。そういう被害者の立場をよく実情もつかみながら、ぜひその信頼関係を構築していただきたいなと思います。再度課長の見解、認識をお聞かせください。

議長（森本敏軌） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

基本的には、伊藤議員さんのご指摘のとおりであろうというふうに思っております。ただ、温江の谷垣地区でそういう住民の皆さんが組織をつくられて、そういう問題に対する声を上げられたというのは、非常に大きな前進面であろうというふうに思っておりますし、そういう中で町の方もお互いに協議をしていくという、そういうこともできるということで、非常にありがたいことではあるというふうに思っております。

今回こういった形で、調査費の補正予算を出ささせていただいたわけなんです。それにつきましては議員ご指摘のように、町の1つの姿勢のあらわれだということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

ただ、町の方としましては、そういう杉並病とか化学物質によるそういう健康被害というものが、非常に地区懇談会の中でも出されましたし、そういう指摘をされる方もございますが、なかなか原因が特定できないという中で、工場の撤退を一足飛びに求めるというような運動には、やはり一線を引かさせていただかざるを得ないという状況が、現状ではないかなというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 最後に課長が答弁されました、要望の中でも出てましたが、もう撤退してほしいというような切実な声も出てるわけですね。私はあれが本当にやっぱり被害者の心境だと思うんですよ。だからそういうことだということを、さっき言いましたように担当課としても、行政側としてもそこに接近する必要があると。心を1つにするというのは、解決する上でそこが大事だということが申し上げたかった点であります。

最後に、20ページに道路橋りょう費が計上を今回されておまして、橋そのものがどうこうというわけでなくて、関連で課長にお伺いしときたいというふうに思っています。

ちょっと私はこの間、テレビやマスコミの影響もあって、住民から間接的に要望が出ましたん

で、お答え願えたらと思っています。

この間ご承知のように大きな地震がどんどん相次いで、きょうの冒頭の議長の話にもありましたが、被災地も国内でも出るということで宮城も大変な事態になっています。

こうすることで、その方の話を聞いてますと心配だろうということなんでしょうが、橋ですね、簡単に言うと。どうも特集をやったようで、橋が40年、50年たってもそのままということがあって、いわゆる橋なんかはコンクリートに対する神話が今崩れてるということで、当初、コンクリートはもう半永久的に続くんだみたいな幻想があったんですが、こういうことの関係で、町内の橋なんかは大丈夫なんだろうかと、こういう声が寄せられています。その点でぜひ、橋だけではありませんけども、特に象徴的なのはそういう問題で、安全の問題だろうと思います。

これは私自身もずっと前なんですけど、アメリカのところでも今、大崩壊で橋の事故があって、ちょうど通勤時間帯でもう大変な車が落ち込んだというような事件が起きました。これは1つの周期、時期が来てるんじゃないかというふうに思いますので、この点も含めて課長に、ご答弁願えたらと思っています。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 議員のご質問にお答えしたいと思います。

老朽化した橋りょうについて心配だというふうなご質問だったというふうに思っております。

橋りょうにつきましては、橋りょうの長寿命化計画というふうな制度がございまして、京都府では平成27年度の部分につきましては、この橋りょうの長寿命化計画の補助が受けられるというふうな制度がございまして。

したがいまして、私どもにつきましても、この橋りょうの長寿命化計画に取り組んでいきたいというふうに考えておまして、すべての橋りょうを対象にするのか、それかいわゆる緊急輸送路の部分からしていくのかというふうなことにつきましては、今後その計画に基づいて整備をしていくというふうに考えておるところでございます。

いわゆるもう40年、50年もたっていくと、橋りょうの方も例えばコンクリートの部分が中性化するだとか、そういうふうな格好でいわゆる耐用年数よりも早く補修が必要だというふうな実態があるようでございます。そういった中で、今の橋りょうの長寿命化計画の事業というものが創設されたというふうに聞いておりますので、今後そういった事業を導入していきたいというふうに考えております。

ただ、すべての橋になるのかというふうな点については、財政的なこともございますので、十分調整をしていかならんというふうに考えております。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 1つは今の答弁の中で気になったのは、平成27年をめでにとということで、それよりも前倒して頑張られるんだろうと思うんですが、やっぱり当面の一番い緊急なところはないのかというようなことも含めて、計画倒れでするんでなくて、そこはやってほしいということと。それから先ほど言いましたように橋の問題だけでなく、いろんな施設が老朽化してきているわけで、ぜひその点も努力を願いたいというふうに思っています。終わります。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） すみません。私の方がちょっと言い忘れたことがございます。

この長寿命化計画とは、平成27年度までに設定しなければならないように聞いておりました、その後、この計画に基づいて、補助の事業が受けられるというふうに聞いております。私どもも、したがって早い時期に、今の長寿命化計画の業務の方に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

井田議員。

9 番（井田義之） それでは、一般会計の第1号補正について質問させていただきます。

まず最初、与謝の保育所の下水道が何かの委託料が50万円これ出とるんですけども、委員会のときに50万円もかけて委託して、設計をして、そしてやるよりも、50万円の委託料をかけるということは、漏水箇所やとかいろいろ不都合な箇所があって、それがなかなか調査ができてないようなことも聞きましたんで、そのときに課長には言うと思ったんですが、事業課の方ですということ、その後、私は返事をもろておりませんので、事業課の方も含めて質問させていただくわけですが、50万円も設計委託をかけるんだったら、もう従来の古い部分については目くらにしてしめて、新しい配管をした方が安くつくん違うかなと。というのは、50万円で設計委託をしないと、あとまた工事費がかかってくるわけですね。そういう手法はなかったのかどうか、福祉課長でもよろしいし、下水道課長でもよろしい。ちょっと答弁をお願いいたします。

議 長（森本敏軌） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 井田議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、与謝の保育所とおっしゃられましたが、桑飼の保育所でございます。

この桑飼保育所の下水の接続の工事でございますが、ご質問もございましたが、福祉課の方から事業課、私どもの方へ依頼がございまして、当初の予算見積りからかかっておりますので、私の方からお答えをさせていただきたいというふうに思いますが、通常、公共施設の下水道の接続工事、中の排水設備の方につきましては、私どもの方がいわゆるトイレの部分の単独浄化槽が設置されておって、あと雑排水の接続ですか、その部分については割に軽易な設計でできますので、下水道課の方で対応させていただいてます。

従来、岩屋保育所とか、去年の石川の診療所とか、私の方で設計させていただいて施工をいたしております。これは一般的にそういった簡易済むものでございまして、通常そういう考えでもって桑飼保育所も予算見積り、予算的に500万円ほどの工事請負費を上げさせていただいておりました。割に詳しくは見ておりませんでしたので、設計の委託料ももちろん上げておりません。私どもの方で簡易に設計ができるんやないかという思いで、そういった形で行ってまいりました。

それでいよいよ具体的に工事を進めていく中で、再度きちと図面等も見ながら判断をしていこうということで行ったわけですが、想像以上に現地が複雑な状況でございまして、さらに給排水管の図面も現状の図面とは全然違う図面でございまして、その辺もちょっと判断できかねる状況でございましたので、これをきちと設計していこうとすれば、相当の日数と時間を要するという中で、きちと排水系統を、雨水も含めた中で現状はなっておりますが、その辺をきちとやっぱり調査をして、その上で一からやるのがいいのか、また既設の配管等を利用していいのか、その判断もちょっとつかないということで、今回この委託料を上げさせていただ



たというものでございます。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 私も現場を見てないんで、どの程度の距離があって、どの程度の土量とかいろんなものの部分があるかというのを、ちょっとわからずに物を言うておりますので、ちょっと言いながら心配なところもあるんですが、いわゆる従来のものが今課長が言うておられるように、結局、現状がわからんわけですね。図面と現地とが合うてないと、図面もないというのか。

そういうような中で、その分を調査をしながらいわゆる改修をするということよりも、私が言うておりますのは、いわゆるもうその部分は目くらにしてしもたらしいと、もう図面も何もわからんようなものはもう目くらにしてしもて、新たにさっと配管をされたり、また必要なとこに接続をされる方が、安くつくのではないですかということを私は言うておるわけですね。

そこまで古い分をどうしても調査をして、全然もうわからないようなものを調査をして、それで簡単に直るといえるのか安く上がれば、それはそれでいいと思うんですが、その辺のいわゆる見通しがどうなっておるのか。先ほどを言いましたように、現地を見ずして言うておりますので、私の思いに不都合な点があれば、その点も指摘していただいたら結構なんですけれども、そういう新しくバイパスをつくるということについての検討はされたのかどうか、お願いいたします。

議 長（森本敏軌） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 新しく一からやり直すという検討をしたのかというご質問でございますが、ちょっと先ほども申し上げたと思いますが、その一からするにしても、どちらが有利かというところまでは至っておりません。ですから今回委託料でもって、どちらが安く上がるかという部分も選択しながら、工事の手法を決めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） この委託料というのが、どういう格好で調査をされる業者なのかということも私にはちょっとわかりにくいんですが、いずれにいたしましても委託料の中で設計委託をされるということであれば、それはそれでよいと思うんですが、いわゆる修理なりが可能なのかどうか、もう図面もないようなものということはもうかなり古いもんで、その再利用というのは、私はもう不可能に近い状態になつとるんじゃないかなというふうに予測ができるわけですね。ですから、そうだったらやっぱり新たにもっとバイパスをつけるというのが一番簡単と言うのか、きれいになって、今後のもしものことがあったときも図面がしっかりと残って、修理でも漏水でも一目瞭然で改修ができるというふうに思いますので、その辺しっかりと、ちょっと検討していただけたらなというふうに思います。もうよろしいです、検討をお願いいたします。

次に、同じく委託料の件で、ちょっと私は意味がわかりにくくてお尋ねするんですが、20ページから22ページ、この辺に修繕料が委託料にかわつとるわけですが、一応、科目の変更だというようなことがありました。

それから、同じく20ページの橋りょうの分ですね。これ結局、改良工事をする予定ができずにいわゆる設計委託料、この調査委託料というのはわかるんだけど、登記だとか、設計だとかいうことになってしもとる。この辺について、ちょっと説明をお願いいたします。

議 長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、例えば河川維持費の関係で、当初、修繕料でみとったものを委託料に変えておるというふうなご質問があったと思いますけれども、それにつきましてお答えをしたいと思います。

今回、財務的な統一を図るというふうなことで、修繕から委託料の方に回させてもらっとる分でございます。と言いますのは浚渫の作業におきまして、臨時的にやっていたいかなければならないというふうな項目もございまして、私どもとしては当初の修繕料で上げさせていただいたら、緊急的にできるというふうな、そういうふうな考え方を持っておりましたけれども、ほかの課の方とも調整をする中で、やはり委託料で組むべきではないかというふうなことから、今回、財務的な統一を図るため、こういうふうな補正を組まさせていただくとというふうなことでございます。

それから2番目に、道路橋りょう費の道路新設改良費におきまして、補正を組まさせていただいてる部分についてご説明をしたいというふうに思います。

今回の補正内容につきましては、平成19年度の繰越工事内で発生しました法面崩壊に伴いまして、その復旧工法を検討するため設計調査委託料が発生することから、補正を計上させていただきましたというふうなことでございます。

具体的なことを申し上げますと、場所につきましては明石浄水場の約100メートルぐらい上側の部分で起きまして、その部分を約4メートル、今の現状道路から切り下げるというふうな工事でございます。香河の方に向かいますと左側が谷、それから右側が急峻な山というふうな状況になっておりまして、その部分を4メートル切り下げるというふうな工事でございます、この中で当初、実施設計の段階でボーリング調査をさせていただいております。

というのは、これを切り下げの場合に、こういった切り下げ勾配ですればいいのか、あるいはまた切り下げた法面を、どういうふうな処置をすればいいのかというふうな点におきまして、ボーリング調査を実施しております。比較検討をさせてもらう中で、いわゆる大型ブロックで施工するのが、一番安くなるだろうというふうな結果になったわけでございます。

これにつきましては、いわゆる国の補助事業を使っておりまして、そういった検討が必要になるだろうというふうなことから、その辺の調査をさせていただいたということでございます。

しかし今回、いわゆるその工事内で、私どもが当初ボーリングをさせてもらった約10メートルから15メートル上流におきまして、最初は小規模な法面崩壊が生じました。いわゆる滑った跡の部分につきまして、オーバーハングしたような状況になっておりましたので、当然その部分をカットしなければならないということで、サンプリングと言いまして簡単な土質調査に基づきまして、法面のもう1回切り下げの工事をしています。

そういうふうな中で切り下げたわけですがけれども、ある一定の部分にいきますと、どうしても法面崩壊が生じてきたということで、いわゆるどこの部分で滑り面が生じてくるのかというふうなことから、いわゆる垂直にボーリング調査を2カ所、それから水平面で2カ所というふうな格好で、今回、調査委託料を計上させていただいております。

それから設計委託料の部分につきましては、その調査が終わった段階で、次にこういった工法が適当なのか。いわゆる大型ブロックでそのまま施工すればいいのか、あるいはもっと違う工法になるのかというふうなことが当然出てまいりますので、そういった設計委託料というふうな、

ご認識をいただきたいというふうに思っております。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） ちょっと順序があれになりますけど、明石香河線ですけども、いわゆる今の現状で当初の設計どおりの法面では、もたないような状態の可能性があるかと、ちょっとずれてきとる、下げんならんというような状態の中で、この際ですので私がしっかりとやっというてほしいというのは、それこそ岩手・宮城内陸地震ほどのところと地盤は違うと思うんですけども、結構法が高いんで、その辺のところを今後安全なようにもしっかりと、この際ですのでやっておいていただきたいなということをお願いをしておきます。

それから、あと委託料と修繕料の関係ですけど、私はいまだにわからんのは、修繕料と委託料という格好になると工事の方法が変わるのか、全然別のことが行われるのかどうか、この浚渫2件、その辺についてお願いします。

議 長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 今、修繕料とそれから委託料とでは、工事の契約が変わってくるのかというふうなご質問があったと思います。

修繕料の場合につきましては、例えば何とか川の浚渫工事だとかいうふうな格好でお支払いを、そういうふうな契約になってございます。それから委託料になりますと、当然業務というふうなことになってきますので、何とか川浚渫業務委託というふうな、そういうふうなことの発注になってくるのかなというふうに思います。

9 番（井田義之） 名前が変わるだけで、内容が変わらへん。

建設課長（西原正樹） そうです。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 時間も大分過ぎましたので終わりますけども、余りコロコロ、コロコロと内容を変えずに、同じことをするんなら明確にやっていただくことをお願いしておきます。

以上で終わります。

議 長（森本敏軌） ここで昼食のため暫時休憩いたします。1時40分に開始します。

（休憩 午後0時06分）

（再開 午後1時40分）

議 長（森本敏軌） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、一般会計補正予算（第1号）の質疑を続行します。

質疑ありませんか。

勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 私が聞き漏らしておるといふことでもありまして、1点だけ質問をしたいと思っております。

16ページ、財産管理費の一般経費ということで、不動産鑑定士の評価業務委託料が出ておるわけですが、この町有財産を売却を予定をされる。その基礎資料としてこれが予算化されておると、こういうふう聞いておるわけですが、大体どのぐらいの資産を売却されるように現在考えておられるのか、そこのお伺いします。

議 長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 議員お尋ねの財産管理の一般経費の鑑定評価業務の委託料でございます。これは120万円予算計上をさせていただいております、箇所と言いますと9カ所の10物件ということになります。

それで、9カ所を申し上げますと、旧加悦地域では旧府営住宅用地でございます、これは2,749平米でございます。それから旧校長住宅用地ということで、これは469平米ほどございます。それと水田、農地でございますが1680平米でございます。

それから旧岩滝町では旧血液センターの所長公舎跡地というのがございまして、これが229.5平米、これは宅地でございます。それから旧町職員住宅用地でございますが、これが310.88平米、それから住宅用地でございます134.28平米。

それから旧野田川地域でございますが、元安田岡団地用地ということで1054平米、それから元岩屋教員住宅敷地、これが143平米、それから旧下山田公民館ということで、これは土地が840平米ほどございまして、建物は318.16平米ということでございます。

この鑑定料につきましては、一応京都府の不動産鑑定士協会というのがございまして、この基本鑑定報酬月額表を参考にして算出をさせていただきました。

議 長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それぞれ今詳細に説明いただいたわけですが、この中には課長さん、個人がお使いのところや、それから団体が貸与を受けてるところがあるんですが、その辺のことは特に支障はございませんか。

議 長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 議員さんがご質問のとおり個人の貸し付けておる土地、それから自治会に貸し付けておる土地等々ございます。それから全く空き地の部分もございます。

これらの団体、個人へのお話はまだしておりませんが、とりあえず鑑定をして、その売り払いと言いますか、売却を前向きに検討していきたいということでございます。

議 長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 農林課長にお尋ねをしたいと思います。水田が今お聞きしますとあるということで1680平米ですか、これは現在個人に貸し付けがされておりまして、現在のこの法律の趣旨から言うたらこのことは好ましいんで、これは売却されるといいんですが、町が例えば実験用とか研究用に使うというのなら町が所有していても問題はないんですが、そういう考えは農林課長の方は特にございませんか。

議 長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 町が所有して、それを実験用に供するというような考え方は、今はいたしておりません。

議 長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 私が話を聞いて今ふと思いましたのは、非常に今せんだって来から申しておりますように農地の価格が下がっております。そういったこともあって、むしろ町がそういうことで利用するのも1つの道ではないかなと、こんなふうにしてお尋ねをしたわけでございます。したがって、これを今度鑑定を受けられて、大体今年度中ぐらいに売却を検討されると、あるいは売却されてしまうと、こういう予定でございましょうか。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 先ほども申し上げましたように、既に貸付地として現在貸し付けておる土地がございますので、これらにつきましては予測なんですけども、なるべく早いことしたいというふうには思っているんですけども、今おっしゃいました今年度中ということの確約はちょっとできかねますけれども、ただ、旧岩滝の場合でももう既に空き地で、そのまま売買可能という土地もがございますので、いろいろな事情も斟酌しながら、なるべく早いこと遊休でございますので、遊んでおる土地でございますので、検討したいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは、もう1点だけお尋ねします。

そうしますと今回はこういう格好で10物件をお聞かせいただいたわけですが、まだこれから引き続いてそういった部分、そういう資産がかなりあって売却を順次考えていかれる、こういうように考えとったらよろしいでしょうか。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 町職員で構成します検討委員会というのがございまして、ここで一定AからDランクぐらいまでランクづけをいたしまして、今回ここに上がるとのは比較的売買しやすい土地のAランクと我々が言うところ分を上げております。それで、今後Bランク、Cランクにつきましても順次整理をしていきたいというふうに考えております。

1 1 番（勢旗 毅） 終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

野村議員。

1 番（野村生八） それでは農林課長に質問をします。

18ページの京の頑張る農家緊急支援事業ということで384万円が計上されています。この内容が原油高騰や価格の下落も含めてでしょうか、説明があったと思うんですが、団体が対象ということだと思うんですが、何団体で、そこに含まれる農家は何農家ぐらいなのか、まずお聞きします。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えさせていただきます。

農業振興費で京の頑張る農家緊急支援事業384万円を計上いたしております。ページは18ページでございます。

町長提案の中でも申し上げましたが、この事業は原油価格高騰などによる生産コストの増加、あるいは米価の下落等によりまして経営が圧迫されている状況に対応していくということで、緊急に農家の経営支援を行って負担の軽減を図るとともに、販売拡大につなげていくという、そういう趣旨のものでございまして、平成20、21の2カ年度を期間として、府の新規事業が開始されるということによるものでございます。

これにつきまして、ご指摘のように個人の方は対象になりません。農業法人、あるいは生産団体、こういったところが対象になります。この事業には大きく3つのメニューがございまして、1つには、農業資材の購入に対して補助をしていくというものでございます。これは2分の1の府の補助金が該当することになります。この事業には2法人及び農家の生産組合が1つ、それが

らJAの部会が2つ、合計5団体がご要望を受けておりまして、内容的には保温シート、保温マルチ、あるいは遮光防虫ネット、あるいはハウスの太陽熱を利用したヒーターなどを購入されるというものでございます。

それから2つ目のメニューとして、産地による販売促進にかかるものについて補助が対象になる。これも2分の1の補助でございまして、これには1法人とJAの生産部会、この2団体からご要望を受けておりまして、これはエコマーク入りの出荷袋、あるいはホームページの改造費などがご要望としてあるわけですが、これにつきましては一応メニューとしてありますので、ご要望を受けて府に申請をしておりますが、なかなか先ほど申しました1つ目の事業にたくさんご要望があるということで、今申し上げました産地の販売促進にかかるものについては、なかなか事業費をいただくことが難しい状況にはあるというのをお聞きしております。

それから3つ目として、省エネルギー型の農業機械の導入に対するものがございまして、これには1法人からご要望を受けておりまして、乾燥機を購入していきたいというものでございます。

それぞれの部会員さん、それから法人の社員さん等については、ちょっと今の資料では把握しておりませんので人数まではお答えできませんが、ご了解をいただきたいと思います。

議 長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 今、原油の高騰やそういう価格の下落等々で、農家のみならずいろんな業者、あるいは個人も含めて大変苦しい状況にあるというふうに思っております。

とりわけ農業の分野で、こうして府の方が全額府が予算措置をしてということで今回出てくるわけですが、その農業の分野で見ても農家全体で見れば対象が非常に少ないんじゃないかなというふうに、今の答弁を聞いても感じるわけですが、もう少し対象農家を広げたような取り組みというのができないものかどうか。これは府に対しての要望も含めて、町としてもそういう取り組みができないものかどうか、その辺は課長としては、どのように考えておられますでしょうか。

議 長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

これは京都府にしましても、町にしましても、国にしましても、直接個人の範囲まで補助を拡大するということになりますと非常に大きなリスクが伴いますので、それはなかなか難しい状況にあるんじゃないかというふうに思っております。

したがって、一農家の方々が運転資金なり機械購入なり、そういったことをお考えの場合は、例えば資金を借りていただくという制度を活用していただく、そういうことをお願いしていきたいというふうに思っております。

議 長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 今回は農家に対する支援だけということで、ほかの団体や業者、あるいは住民の対しての支援ということではないというふうに理解しておりますが、町長にお聞きします。

そういう農家以外の分野での、そういう行政としての支援の取り組みなんですが、当町では国の施策に基づいて、灯油の支援を早速取り組んでいただいたという経過があります。今後、京都府の方では障害者施設の送迎に対する燃料代の支援ということで予算措置がされて、議会をもう通ったんでしょうかね、そういう報道がされております。

これは市町村事業ということで、2,200万円のうちの1,500万円を府が負担するとい

うことで、今回のように10割全額ということにはなっていないみたいなんです、こういうこともぜひ積極的に取り込んで、そういう国や府や、あるいは町独自でも、できるだけ今の大変な事態の中で、支援をしていただきたいというふうに思っているわけですが、その辺でのお考えが1点。

それから、今のこの原油高騰だけじゃなくて、もともとの暮らしそのものが大変厳しい状況になっています。例えば国保の基準所得で見ても、ことしの賦課の対象が前年度よりも1割減っていると。44億円が約40億円にならないということで、平均で1割基準所得が減っている、4億円以上減ってるわけですね。平均でこれだけ減っているわけですから、減ってない方も当然あるとすればもうかなり、2割、3割、4割と減っている方が結構あるのではないかと。

こういう厳しい状況に加えて原油高騰や物価の値上げという、こういう中に町民が置かれているということで、原油高騰対策だけではなくて暮らし全般の支援を、行政としてどう進めるのかというところまでやっぱり踏み込んで取り組んでいただくことが、今求められているんじゃないかなというふうに思っているわけですが、まず、これへのお考えをお聞きます。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 原油価格の高騰によりまして、それによっていろいろと業者の方に大変な負担が増になってきているというのは、これは事実でございますので、今具体的にということにはなっておりませんが、しかしいろいろところで灯油を使ったり、重油を使ったりしてる出先の機関もありますので、それらのところについてやはり一定の配慮が必要ではないかなというふうには考えております。

それと今おっしゃったようにすべてのこの町民の方に、過去にもしますけれども不況対策というような形のものができるかどうか。町自体が非常に厳しい状況の中で、そこまでなかなかまだ考えが及んではおりませんが、何らかの一定のそういう手だてというものは、必要ではないかなというふうには思っております。

ただ、現実のところ、平成20年度からいろいろと総合計画、あるいはそれに伴いますいろんな新たな施策の展開を考えている中で、今じゃあ具体的にということには、そこまで今計画的なものは上げておりませんが、いろんな日々の施策を推進する中で、できるだけこういう厳しい状況の中で、住民の方たちが財布からお金を出さなくてもいい方法を、やはり考える必要があるのではないかなというふうには思っております。今のところ具体的な形にはなっておりませんが、今後、そうしたことも非常に必要な施策になってくるのではないかなというふうな認識は持っております。

議 長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） テレビでは最近、イカ釣り船が漁に出れないというふうなことを報道されてますが、まさにそこまで追い込まれている。これはこの地方の業者も同じだろうというふうに思ってますし、そのほかの分野でも一般競争入札で、建設業者がバタバタ倒れているという、そういう状況があります。

個々には話を聞くんですが、まとめてこの地域全体がどういう状況で、そういう状況だからこういうことが必要だ、あるいはこういうことができるのではないかと、そういう実態の把握ですね、これがなかなかできないわけですね、話はいろいろ聞くけどもということで。そうい

う意味では、今度農業についてもこれだけの団体を対象ということでの、わかる分野での対策は取り組んでいただいとるわけですが、だからそういう意味では、今そういう全体がどうなっているのかと。

先ほど国保のこれを見ただけでも、大変だということはわかるわけですけど、全体がどうなっているのかということが非常に気になるわけですね。これだけ所得が減ってくると、サービス業自体が維持できないというところに追い込まれてきているのではないかと。そういう飲食関係を含めて閉鎖されてきているという状況があるわけですけども、町の施設も同じだと思いますし、そういうサービス関係も維持できないということになっていくと、非常に大変な状況になるということで、何ができるかということもありますけども、どういう状況なのかをまず把握するということ、必要ではないかと思っているわけですが、これについてはやはり行政でないとできないのではないかとこのように思っています。個人ではなかなかそういうことがわからない、団体でも恐らくわからないのではないかとこのように思っています。

そういう意味では今、全体の実態調査、まさに行政にしかできないこの問題を、できるだけ予算を使わないで、知恵を絞って行政として取り組んでいただく必要がある。そういう時期ではないかなというふうに思っているんですが、この考えについてお聞きをして、私の質問は終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） その件にお答える前に1点、一般競争入札が施行されたから業者がバタバタと倒れてるということではないということだけは、ちょっと誤解を招くのではないかとこのように思いますので、一定の条件付きで一般競争入札をしましたのは、ついこの間、初めてやったわけですので、それだから倒れていってるとこのように思っているのではない。全体的にそういう工事そのものが、非常に少なくなってきたという実態はあるかと思えますけれども、入札制度のせいではないということだけ、ちょっとご理解をいただきたいなと思えます。

それからおっしゃるように、確かに実態調査そのものをできるのは、行政だというふうなあれですけども、今、商工観光課の方ではいつもやっております景況調査なんかも行っております。それも1つの考える上での資料と言いますか、参考にはなると思えますけれども、具体的に聞き取り調査を、旧町のときはそういう形でやったことがありますけれども、そこまでできるかどうか、ちょっと今の状況の中でやりたいという思いはありますけれども、今の体制の中でできるかどうか、ちょっとこれは研究させてほしいなというふうに思っております。

具体的な中身につきましては今ございませんけれども、それらも1つの方法ではないかなというふうに思いますので、もう少し検討と言いますか、中身での研究が必要かなというふうに思っております。

議 長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 一般競争入札と言いましたのは言葉足らずで、与謝野町が始めたことではなくて京都府がそれを取り入れたことによって、例えば京丹後市に舞鶴等々から大手が入ってきて、京丹後市のそういう土建関係の仕事がただでさえ少ないのに、どんどん取られていっているという中で、そういう事例が生まれているということで申し上げました。与謝野町がということではなくて、与謝野町は条件として、ここの管内ということでもやっておられますけれども。



それから実態調査なんですけど、今までの調査はそれぞれありますけども、先ほど言いましたようにサービス業そのものも成り立つのだろうかという不安がやっぱりあるわけですね。それはやっぱり事業所とかいう範囲のものではなくて、やはり町民全体の所得がどうなっているのかというところが、そういう意味では私は大事ではないかなというふうに思っていますので、ぜひそういう全住民を対象にした暮らしの実態調査なり、消費の動向なりを含めました、どこまでどうできるかというのはいませんが、ぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思っています。その点を指摘して質問を終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

今田議員。

13番（今田博文） 地方債残高の関係で少しお尋ねをしたいんですが、20年度中に起債見込額がありますけれども、そのうち一般単独事業債6億2,900万円ですね、それから義務教育施設の事業債が810万円ですが、学校関係等々耐震補強等の工事をされておりますけれども、今回の追加議案でも出るんですが、かなりの起債額ということなんですが、この発行というのは、一般単独事業債の中で発行されるというふうに理解したらいいんですね。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

一般単独事業債と言いますか、そのくくりの中でございますけれども、一般単独の中の合併特例債で借りるということでございます。

議長（森本敏軌） 今田議員。

13番（今田博文） この中に20年度中に起債見込額は平成19年度からの明許繰越額3,670万円を含むと、こうあるんですが、明許繰越額の起債はここに書いてあるように3,890万円と、この表では明許繰越、これはどういうことなんでしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 一般会計繰越明許の繰越計算書に書いてある数字との食い違いということでございますね。ちょっと済みません、私はここまで調べてまいっておりませんので、ちょっと今お答えできませんけれども、後ほど調べましてお答えをさせていただきたいと思います。

議長（森本敏軌） 暫時休憩します。

（休憩 午後2時08分）

（再開 午後2時30分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 貴重な時間、休憩をいただきましてまことに申しわけございませんでした。

220万円の食い違いにつきまして調べまして間違いを発見いたしましたので、おわびを申し上げ、ご訂正をお願いしたいと思います。

繰越額につきまして、一般会計補正予算の25ページでございますが、一番下に明許繰越額「36700千円」を含むと書いてございますが、これを「38900千円」にご訂正をお願いしたいと思います。

内訳でございますけれども、右から3行目の平成20年度中起債見込額の欄でございますが、

その5番、辺地対策事業債「168200」を「170400」にご訂正を願いたいと思います。

それから、同じ5番、辺地対策事業債の一番右端の欄でございますが、「905392」を「907592」にご訂正を願いたいと思います。

それから、下から4行目の小計でございますが、小計の平成20年度中起債見込額「1204709」を「1206909」にご訂正を願いたいと思います。

それから、その欄の一番右側でございますが、「13127468」を「13129668」にご訂正を願いたいと思います。

それから、一番下の合計欄でございますが、「1204709」でございますが、「1206909」でございます。

一番右が「13160168」でございますが、「13162368」にご訂正を願いたいと思います。

ご迷惑をおかけまして、まことに申しわけございませんでした。

議長（森本敏軌） 今田議員。

13番（今田博文） たくさん訂正がありましたので、課長、これ訂正していただいたんですが、刷っていただいて配布をお願いしたいんですけど、よろしくをお願いします。

以上、終わります。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） それではこれは後ほど、また全員に配布させていただきたいと思います。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

廣野議員。

4番（廣野安樹） それでは、1点だけお聞きをしておきたいと思います。

16ページの先ほど財産管理費、一般経費で勢旗議員の方から質問があったわけですが、私もこの点につきまして、ちょっともう少し詳しくお聞きをしておきたいと思います。

9カ所で10物件ということでございますが、この9カ所で10物件にされた、それぞれ検討されて、こうなったと思いますが、どこでどのような形で、この9カ所の10物件なのか教えていただきたいと思ひますし、それから売却をされるだろうと思ひますが、どのような方法でされるのか、この点もお聞きをしておきたいと思ひます。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 9物件を選定いたしましたのは、庁舎内の職員でつくります遊休資産活用推進委員会ということで、委員長は副町長が務めておりますし、地域振興課長や私、それから企画財政課長、それから教育委員会の推進課長等々で構成をしております、その委員会でございます。

それで鑑定評価をいたしました結果、その売却方法の検討ということでございますが、今のところ具体的に、どの物件はどういうふうな売却の方法をとろうというふうなところまで話は進んでおりませんので、今後、この委員会で検討をしていきたいというふうな考えておりますけれども、それぞれ遊休の資産になった経過等もございまして、それからもう道がなく、隣地の人にしか売買できないというような事情の宅地もございまして、いろいろそういう条件がございまして、今後検討していきたいというふうな思っております。ただ基本は、公募じゃないかなというふうな考えております。

議 長（森本敏軌） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） 予算として委託料が120万円上がったわけですが、岩滝の物件も中にあるわけですが、岩滝には路線価がひかれておるわけですが、ほかの物件もその路線価で今まで売却されたということもお聞きをしておりますので、旧岩滝町におきましては、その路線価を標準として検討されたのか、その点をお聞きをしておきたいと思いますが、ほかにも遊休の財産はあろうと思いますが、それにつきまして今後どのように検討されるのか、その点もお聞きをしておきたいと思います。

議 長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 議員仰せのとおり、岩滝地域につきましては路線価が設定されております。ただ、一番直近で知遊館の駐車場を購入をいたしました。それも不動産の鑑定士さんを入れておるんですけども、路線価と比較いたしますと微妙に、1.12倍高い数字のようでした。路線価はあるんですけども鑑定士さんを入れて、路線価と同じでしたらそれによろしいし、その結果も考慮しながら決めていきたいというふうに考えております。

それから、この物件以外にもたくさんございますが、先ほども申し上げましたように、この9物件は平地でもございますし、それから割と簡単にと申したら申しわけないんですけども、条件がいいところがございますので、とりあえずここからスタートということで、順次、次の物件の売却の検討に入っていきたいというふうに思っております。

議 長（森本敏軌） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） 最後に、やはり先ほどお聞きしておりますと、個人にお貸しをしておられるとか、まだ自治会の跡地だったということもお聞きをしております。やはりそうしたところには、そういった方に一番先にお話をさせていただいて、適当な金額で売却ができることを望んでおきたいというふうに思います。質問を終わります。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第76号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第76号 平成20年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第77号 平成20年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより議案第77号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(森本敏軌) 起立全員であります。  
よって、議案第77号 平成20年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。  
次に、日程第13 議案第78号 平成20年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。  
本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより議案第78号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(森本敏軌) 起立全員であります。  
よって、議案第78号 平成20年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。  
次に、日程第14 議案第79号 財産の取得についてを議題といたします。  
本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森本敏軌) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第79号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(森本敏軌) 起立全員であります。

よって、議案第79号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15 議案第80号 与謝野町立市場小学校屋内運動場耐震補強工事請負契約の締結についてから、日程第17 議案第82号 与謝野町立江陽中学校屋内運動場耐震補強工事請負契約の締結について、以上3件について一括議題といたします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

これより議案第80号から議案第82号について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

家城議員。

6番(家城 功) この件につきましては所管の委員会でありまして、説明は一通りお受けしたんですが、ちょっと内容的に納得いかない部分がございますので確認をさせていただきます。

まず最初に、この3件のIS値につきまして委員会ではお聞きしたんですが、ほかの方でご存じない方もおられますので、現在の数値と、それから補修工事後の数値をお聞かせください。お願いします。

議長(森本敏軌) 鈴木教育次長。

教育次長(鈴木雅之) 家城議員さんのご質問にお答えをいたします。

議案の80号から82号まで、市場小学校、石川小学校の校舎、そして江陽中学校の体育館というふうに3つの議案を上程しておりますが、それぞれ平成17年度に耐震診断を行っております。

それで、ただいまその耐震診断の結果のIS値はということでございますが、まず、市場小学校につきましては0.38でございます、それが改修後には0.71になる設計ということでございます。それから石川小学校につきましては0.55でございます、それが0.78と。続きまして、江陽中学校につきましては0.37が耐震診断の数字でございます、それを耐震改修後には0.73にIS値がなるようにという設計を組んでおります。

議長(森本敏軌) 家城議員。

6番(家城 功) 委員会では京都府の指導の中で、理想的なIS値というのは0.75以上という指導を受けるという説明をお聞きしたんですが、今お聞きしますと0.71、これは市場小学校、それから江陽中学校につきましては0.73と、いずれも0.75を下回った数字で補強工事をされると。

この請負金額に書いてありますように、市場小学校につきましては4,800万円、江陽中学校につきましては5,600万円というようなお金の中で耐震補強工事をされるわけですが、なぜ0.75を基準目標として補強の内容を設定されなかったのか、その辺の根拠を教えてくださいと思います。

議長(森本敏軌) 鈴木教育次長。

教育次長(鈴木雅之) 家城議員さんのご質問にお答えをいたします。

過日の文教厚生常任委員会の中でもその京都府の数字と言いますか、いわゆる目標値、これが推奨値と言いますか、それが0.75であるというご説明はさせていただいたところでございますが、このIS値の0.75と申しますのは京都府に確認をしておりますと、いわゆる京都府の府立学校、高等学校でありますとか、京都府の養護学校でありますとか、そういった府立学校におきましての推奨値と言いますか、目標値であるということでございます。

それで、ちなみに国土交通省なんかが告示をしておりますIS値につきましては0.6でございますし、それから文科省につきましては学校の施設ということもございまして、国土交通省の0.6より、さらに0.7と上回ったと言いますか、高い目標値にしておるといってございまして。

それでそういった状況の中で、じゃなぜこの0.75にしなかったのかということでございますが、先ほども触れましたように文科省の指導としましては、IS値が0.7でございます。0.75と言いますのは京都府独自の推奨値でございます。

それでご承知のとおり補助金ですか、安全・安心な交付金の関係でございますが、そういったものを受け入れて、この耐震改修工事を実施してきておりますので、そういった0.7をクリアしておれば補助金の対象にもなりますし、仮に今度は逆に0.75を目標に耐震の改修をしていこうということになりますと、建物の構造はその建物によってそれぞれと言いますか、いろんな構造の条件がございまして、建物の構造によって設計をした結果、市場小学校の場合は先ほど申し上げました0.71ですし、石川小学校は0.78で、江陽中学校は0.73になるというふうに、耐震の構造によってその設計の結果、それが0.7は上回りますけど、0.71であったり、0.73であるという状況でございます。

それともう1点は、今、交付金のお話をしましたが、いわゆる交付金を交付をされて、こうした改修工事をしていくということになりますと、会計検査の対象にもなってくるというふうに聞いておりますので、そうしますと当初から京都府独自であります0.75という目標値と言いますか、推奨してその推奨値で設計をしますと、今度は俗に言います過大設計と言いますか、会計検査等の関係でいきますと0.7を上回って、なぜ0.75の目標値で設計をしなければならないのかというような、過大設計というような見方も出てきておりますので、そういった形で私どもといたしましてはISの0.7はクリアしておりますので、市場小学校の0.71、あるいは江陽中学校の0.73と言いますのは、京都府独自の0.75という数字は下回ってはおりますが、逆に0.7という文科省の基準はクリアしておりますので、この方法で進めていきたいというふうに考えております。

議長（森本敏軌） 家城議員。

6 番（家城 功） 補助金の関係等で、耐震をし過ぎて補助金が出ないという変わった部分は余り納得もいかないのですが、そこって0.04、もしくは0.02の数値という部分につきましては、例えば鉄骨プレースの増設を80カ所から80何カ所にとかぐらいの範囲で、済むのではないかなと思いますが、文科省の方の0.7を基準ということで理解をさせてもらわなあかんのかなと思いますが、最近、地震が頻発しとる中で、いつ当地にもそういうような事態が起こるかわからない中で、やっといたらよかったなと後で後悔するような工事だけは、避けていただきたいなと思います。

以上です。

議長（森本敏軌） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 今、家城議員さんの中で、例えば今の設計で市場小学校でしたら0.71という改修後のIS値が出ておると。じゃあそれを0.75に近づけるために、例えばブレースをもう1本ふやすですとか、もう1カ所耐震補強の工事をするとか、そういういわゆる増設の工事をしたいこうと思いますと、その1カ所ブレースの耐震補強をするその場所をふやしますと、そこだけにはとどまらずに関連をしてくる部分がございます。

例えば石川小学校の場合は今0.78ですので、議員さんおっしゃっておられる京都府の0.75と比較をしますと0.78は既に高い数値であるわけですが、校舎なんかを例にとってお考えいただきましたら、例えば1階部分にそのブレースの箇所を1カ所増設しますと、それによりまして、今度、校舎の場合ですと大体3階建ての建物ですので2階の部分、あるいは3階の部分、どこかを今度補強をしてこなければ、いわゆる校舎の建物自体のバランスと言いますか、その力の加わり方が変わってきますので、確かに1面ではそうした財政的な問題と言いますか、そうしたことも出てまいりますし、それからまた、きょうまで午前中の福祉課の保育所の関係の判定委員会云々という言葉が出てまいりましたが、一応この3本の学校施設につきましても、それぞれ判定委員会の適合しておるといふ許可を受けて工事を進めようというものでございますので、1カ所増設をすることによりまして、今度またすべてそうした設計が変更と言いますか、変わってくるということもございますので、文科省が示しております0.7という数値につきましてはクリアをしておりますので、この形で進めていきたいと思っております。ご理解いただきたいと思っております。

6 番（家城 功） 終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは耐震工事の請負契約ということで、若干質問をさせていただきたいと思っております。

私はIS値というよりも金額、いわゆる財源内訳にかかわってお伺いしたいと思っております。

ご存じのように80号、それから81号、82号とあるんですが、これの財源内訳を見ておりまして、まず1つ1つ見んならんでややこしいんですが、ここの内訳の補助金を見てますと80号の市場小学校の場合は46%で、次の81号は石川小学校ですが41.5%、82号の場合は46.7%、こういうふうには必ずしも一致した数字が出ておりません。まず初めに聞きたいのは、補助金が同率ではないのかという点をお伺いしたいと思っております。

議長（森本敏軌） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） ただいまの伊藤議員さんのご質問でございますが、確かに補助金の工事概要の欄にお示しをしております補助金の中で、交付金というふうには書いております。これは耐震改修の耐震補強工事に該当する部分、補助対象になる部分によって、この交付金が計算をされておりますので、例えば一律に何%ですとか、何分の1ですとか、そういった大枠はございまして、パーセントに直してきますと、若干の差異というものが生じてまいります。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の答弁を聞いて感じるんですが、教育委員会の施設整備にかかわる補助金の場合、従来から対象外というのが結構あるんですね。これのあらわれ方だというふうに見てよろしいか。細かいことはいいんですよ、考え方でいえばそうですかということを知っているんです。

議長（森本敏軌） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 説明の部分の言葉足らずで申しわけなかったところでございます。

例えば議案第80号の資料 1に工事概要をつけております。その中で大きな3番で工事内容、(1)で耐震補強工事の分、それから(2)で老朽化改修工事の分、この(2)の老朽化改修工事の部分につきましては、これは町の単費で施工する部分でございます。したがって、この老朽化改修工事にかかります部分につきましては、補助対象外ということでご理解いただきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 考え方でいったら、今私が言った内容で理解できるということだと思います。

もう1つの質問ですが、これも財源内訳の問題で合併特例債があてがわれているんですが、80号の場合は51%、81号は55.5%、82号は50.5%になっています。これはそういう関係で判断したらよろしいんですか、先ほど言った関係で。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

合併特例債につきましては、事業費から補助金を差し引きました95%の充当率で計算をいたしまして、10万円未満の端数を切り捨てておりますので、そういった誤差が生じてくるだろうというふうに思っております。合併特例債につきましては事業費そのものを対象にして、起債対象になるということでございます。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） わかりました。次の質問に移ります。

教育委員会もよくご存じだと思うんですが、政府のこの間、教育関係の予算はずっとつけられる、もちろんあるわけですが、2、30年の経過を見てみまして、もっと前でもかまへんですけども、学校教育予算というのは異常な形で今削られてきているんですね。しかも補助金かどんどん交付税措置されるということで、私が議員になったころは、交付税というのが1つの基本的なスタンスだったんですが、今や教育予算まで交付税措置、交付税措置ということで、財源の対応が非常にあいまいに崩されてきているというふうに理解しています。

それで減ってるという点で言えば、例えば学校の施設整備予算なんですが、80年度に5,713億円だったものが、一昨年、06年度では1,039億円、5分の1に減ってるんです。私が言いたいのは、その間でも大型の地震はどんどん発生しているんですね。ところが、そうしたことがあるにもかかわらず、どんどん改修年度が全国的に校舎だとか、体育館だとか老朽化して、改修が要ると言ってもなかなか制度に乗らないということで、全国的に非常に困っているというのが現状であります。

簡単な1例申し上げますと、例えば6年前の国会論議の中で、こういう話が出ています。当時の予算で発言しているんですが、共産党がこのままの予算配分をずっとするとしたら、いわゆる学校の耐震事業は75年かかる、75年ですよ、75年もかかるぞということを問うたんですね。



大臣はちゃんと答えているんです、そのとおりですということをはっきり言っているんですね。どうしてそういう答弁が出てくるのかよくわからないんですが、それほどの認識だったのかよくわかりませんが、こういう予算しかつけてこなかった。

そういう点で今ご存じのように、震災がいつやってくるかわからないということで、ようやく課題になってきたということなんですが、しかしここがおもしろいんですが、昨年の参議院選挙の後になるとどうなるかと言うと非常に大きく変わりました、国民の声が政治を動かす時代かなと、潮目が変わるといふ言い方を一般質問でしましたが、まさにそういう現象がずっと起きてきている。

そしてこの6月4日、さきの衆議院の文部科学委員会の理事会で、いわゆる今、学校施設の耐震を促進する法案というのが、自民党や共産党など5つの会派で合意をされて、会期末までに成立するのではないかということが基本合意されております。そういう見通しだったんですね。その後どうなったかというのは、私自身もようつかみませんでした、問題はそこの中身なんですね。

従来、なかなかよう踏み込まなかった政府なんですが、今回は例えば耐震補強の場合、国庫の補助率が2分の1が3分の2に引き上げられるという大きな前進でした。もちろん学校だけでなく、今大きな国レベルの課題になっているのは、ここの地方でもそうですが、保育園とかそういう関連施設です。ここは非常に遅れているんですね。このことも含めて課題があるんですが、3分の2に引き上げられたということで画期的だと思っています。

この点あたりの教育委員会の認識をどう思っておられるのか、可決の見通しなんかもわかればということと、それから今回の工事なんかの対応はどうなるのかという点を、お伺いしたいと思っています。

議長（森本敏軌） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） ただいまの伊藤議員さんのご質問でございますが、私どもで入手しております情報におきましては、この耐震関係の特別措置法ですか、これの改正法につきましてはせんだっての新聞を見ておきますと、改正地震防災対策特別措置法が11日に成立したというふうに報道されておりましたので、6月11日に成立をしておるはずですよ。

それからもう1点は、市町村の財政負担を軽減をするということで、先ほど概要を述べられました。それで例えば耐震補強でしたら、従来の2分の1を3分の2に補助率を引き上げるというお話がございましたが、これにつきましては私どもが聞いておりますのは、いわゆる例えば小学校ですとか中学校ですとか、そういった学校施設の先ほどから話が出ておりますIS値、耐震補強の指標でございますが、そのIS値というその数値が、0.3未満であるというふうに条件がつけられておるやに聞いております。

ただ、きょうまでに私どもが聞いておりますのは、その6月11日に成立はしましたものの、府教委におきましても文科省からの詳細については、まだきちとした説明がなされていないというようなことですので、私どもも新聞の報道、あるいは府教委からの情報で今答弁を申し上げたところでございます。

そうしてきますと、今申し上げましたIS値が0.3未満ということになってまいりますと、きょうまで与謝野町におきましては、先ほど来から出ておりますように耐震診断そのものは平成18年度にすべて済んでおりますし、平成20年に今計画しておりますのは、もう0.3未満で

はございませんので、今、交付金の申請手続をしておりますし、例えば今後I S値が0.3未満で改修を必要とするというところを例えばで申し上げますと、加悦中学校が以前からの議会の中でも話が出ておりましたような数値でございますので。ただ、加悦中学校の校舎は0.31ですので、工事中の体育館がそういった部分に該当をするかなとは思いますが、いずれにしても、今の段階では詳細な説明がございませんので、このあたりで答弁は控えさせていただきたいと思っております。

7 番（伊藤幸男） 終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。  
井田議員。

9 番（井田義之） この耐震問題については委員会でもやりましたけれども、委員会でそれなりの答弁ができておりませんので、この場でやらせていただきたいというふうに思います。

まず最初に、先ほど家城議員も言われましたけれども、設計をお願いをするときに0.7でお願いをされたのか、0.75でお願いをされたのか。と言いますのは体育館については0.73とか0.71とか、校舎については0.78、だからその設計事務所によって変わってきたのかどうか、まずそれからお願いいたします。

議長（森本敏軌） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 井田議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず0.7で設計事務所、いわゆるコンサルに依頼をしたのか、あるいは0.75で依頼をしたのかという問題でございますが、耐震診断をしますときに、いわゆる町の方から仕様書をつけております。その仕様書を確認しておりますと、先ほど家城議員の答弁の中でも申し上げましたように、文科省の指導としましてはI S値は0.7を超えるというふうになっておりまして、その0.75と申しますのは先ほど申し上げましたように京都府独自の推奨値であるということから、仕様書を確認しておりますと、I S値は0.7を超えるということでコンサルには依頼をしております。

9 番（井田義之） 0.75。

教育次長（鈴木雅之） いや、0.7。0.75は京都府の独自の数字ですので、それで0.7を超えるという形で仕様書を出しまして、その結果、建物の構造等の結果、いわゆるばらつきがあるということですが、0.71であったり0.73であったり。そういう設計の結果、そうした建物の構造によって0.71、あるいは0.73という数字になるということで、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） それから先ほど家城議員への答弁で、いわゆる会計検査の対象とか、それから国の補助金の関係もあるんだろうと思うんですけども、例えば石川小学校の場合は0.78という数値になっておる。これは別に国の基準0.70からいうと問題ないということなのか、それとも余分の改修をしておるといふ見方をされるのか、その点はいかがでしょうか。

議長（森本敏軌） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 先ほども家城議員さんのときにも若干触れましたが、会計検査の対象云々ということにつきましては、例えば今、井田議員さんの方からお話が出ておりますように、一番当初と

言いますか、コンサルに委託をしますときに目標値と言いますか、推奨値と言いますか、例えば目標値という言葉を使わせていただきますなら、この建物については0.75で改修ができるようにというふうに依頼をしたら、もともと文科省のIS値の指導につきましては0.7でございますので、その0.7の目標値でもって耐震改修の設計をして、その結果、それが0.71であったり0.78であったり、そういった部分につきましては、先ほどから申し上げておりますように建物の構造によって、それが0.71であったり0.78であったりするわけですから、それは会計検査に入られてこられましても、それは指摘を受けないというふうに聞いておりますし、逆に当初から例えば目標値を0.75になるようにということでコンサルに委託をしますと、じゃあなぜ0.75という数字でコンサルに委託をしたのかと、それは過大設計ではないかというような問い合わせと言いますか、そういう指摘の例があるやに聞いておりますので、その部分を先ほど申し上げたところでございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 0.7と0.75と、いわゆるどれだけの差があるのか。私は前から次長に、震度とIS値の関係をできたら言っていた方が、我々も理解しやすいし、町民の方も理解しやすいということを申し上げておりましたけれども、課長から明確な答弁はいただいておりませんが、私が私なりにもう大ざっぱに考えて、0.7というのは7弱が精いっぱいだと、0.75であれば7強の震度に耐えられるんだという、いろいろなよその報道を見ながらそんな感じを持っております。

そこで0.7と0.75、いわゆる震度言うならば7弱と7強という、すごい違いだというふうに専門家の方は申しておられますね。そうすると0.78の設計と0.70以上の設計というたら、もう全然補強の設計の内容が変わってくるわけです。そうすると設計事務所が勝手に0.7以上でいいと言うたものを0.78に設計するというのは、逆に言えばかなりむだ遣いの設計がされてるということですよ。0.78に結果としてなったのかもわかりませんが、むだなもんがされておると、逆に言えば、私はその方がいいんですけども、そういう見方もできるという状態です。

この問題はまた後で触れますが、そしたら今、市場小学校の問題で、市場小学校は以前、積雪問題で屋根が云々ということが野田川町時代にありました。今、市場小学校の体育館、江陽中学校の体育館に対する0.71なり0.73の計算については、積雪加重は何センチということで計算をされているのか、お尋ねをいたします。

議長（森本敏軌） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 井田議員さんのご質問でございますが、そのIS値と震度幾ら幾らの関係でございます。前からご質問等を受けておまして、明確な回答ができていなかったことをおわびを申し上げますが、せんだってコンサル等に聞いておられますとIS値が0.6という数字、ちょっと先ほどの0.7とは違いますが、IS値が0.6と言いますのは震度6強と聞かせていただいておりますので、そうしますと0.7であれば、その震度7弱になりますか、それでは言い切れへんです、7弱になるのか7強になるのかわかりませんが、一応私どもの基本としては、文科省の基準をクリアしておるということで進めてさせていただいております。

ただ、確かにせんだっての宮城県等の地震を見ておりましたも震度6でしたか、そういった厳

しい状況ではありますが、文科省の指導によります I S 値が 0.7 ということで、確かに人命的に損傷を与えないと言いますか、確かに建物そのものは倒壊をするかもわかりませんが、べしゃんとはつぶれないというふうに私は受けとめております。

それから、もう 1 点の市場小学校の積雪加重のご質問です。その積雪加重の関係につきまして、この耐震のこの実施設計の中には積雪加重の部分も含めてと言いますか、それらも考慮して設計をしていただいております。たしかこれは制度が変わったとかいうことで担当の方から聞いておりますので、ただ、それが今、市場小学校はじゃあ何センチでということにつきましては、今資料も持ちあわせておりませんので、もし差し支えなかったらまた後ほどご回答させていただくということで、お願いできませんでしょうか。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 私が積雪加重と言いましたのは、1 つは石川小学校の体育館は昨年工事がすごく遅れて、かなりの苦情を私自身も聞かされました。これについては積雪加重が抜けておったということがありましたので、改めてそのことを聞かせていただきましたということと、それから過日の岩手・宮城の震災でいわゆる家屋の崩壊が少なかったのは、積雪対策の建築がなされていたと。いわゆる屋根が軽く太い柱が使われていたから、あれだけ大きな地震の中で崩壊する建物が少なかったという評価を、専門家の方々が今調査をされながら既に発表されておるところもあります。

だから例えば体育館の耐震補強というのに、これで見ますとかなり梁を入れたり、材ジョイントを増したり、プレートをとという格好になっるとるわけですけども、これで屋根に負担をかけることにおいて、下はその倍の補強をしていかならんわけですね。

これの補強でも先ほど家城議員の方からもありましたけれども、私はこの耐震壁、いわゆるコンクリートの部分をもう 1 カ所、2 カ所ふやせば、0.75 までは十分いけるんだなというふうに、この図面を見る限りは感じております。専門家ではないのでわかりませんが、だからそういうことをやっぱり今度やっていかないと、これまでは昭和 56 年までの建築確認申請では、0.4 か 0.5 あればいいんだというのが、今になればやっぱり 0.7 なり 0.75 を求めてきております。

これはなぜかと言うと、地震の規模が従来よりも、将来に向かって大きくなっていく傾向にあるということですね。だからやっぱりその辺のところは、特に体育館というのは、この間、新聞等でもどんどんと、公的施設なり学校建築等の耐震をもっともっと進めなければならないということで、先ほど伊藤議員の方からありましたが、そういう方向にどんどんいっておりますが、やはりこの辺については体育館というのは避難場所でありますので、ぜひともそういうことを検討していただきたいなというふうに思います。

これについても 0.71 とかいう市場小学校の分については不安がありますので、その辺、これは今さら言うてもしょうがないかもわかりませんが、何らかの格好で、このコンクリートを増すことによって何とかならないかなという気がしますので、検討していただけたらありがたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（森本敏軌） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 先ほど井田議員さんがおっしゃってます市場小学校の体育館にしましても

0.71だと、いわゆる0.75と比較をすれば0.71は低いんじゃないかということでございますが、もう1点は、これの0.71をコンサルが計算をして出してくれました精査と言いますか計算の裏には、新しい手法で計算をしたやに聞いております。

と申しますのが、基礎や柱の計算を含めるか含めないか、いわゆる対象とするか対象としないかによりまして、そのIS値の数値そのものが変わってくるんだというふうに聞かせていただいております、それでいわゆる古いと言いますか、旧手法というような言葉が使われましたが、この市場小学校が0.71、あるいは江陽中学校は0.73という数字ですが、これは旧手法に基づいて計算をしますと、大ざっぱではあります0.8を超えるであろうというふうにコンサルからは聞いております。

ただ、じゃあその市場小学校の0.71を旧手法で計算をして、それが本当に0.8を超えるであろうというのが0.8幾らになるのかというところを尋ねておりますと、そういうふうにその数値を出そうとしますと、すべて再計算をしなければならないということでございまして、ただ、新手法で計算をしました数字は0.71、あるいは0.73でありまして、従来の旧の手法で計算をしましたIS値というものは、0.8は超えるというふうに聞いておりますし、それから京都府が府立学校の推奨値として示しております0.75という数値につきましても、いわゆる旧の手法でもって計算をしたIS値だというふうに、コンサルからは聞かせてもらっております。

それから、もう1点の最後、井田議員さんのご意見として、じゃあ体育館の壁をコンクリートをあと1カ所、2カ所増設をしてはどうかと、不安があるんだというご意見でございまして、そうしますと今度ふやすということになりますと、以前から申し上げておりますように、改修計画等もすべてもう一度計算をし直して、今度また判定委員会の認定と言いますか、適用の許可を取ってこんならんわけでございますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

ただ、原則的に文科省して示しておりますIS値の0.7という、7を超えるというその基準につきましても、判定委員会のお墨つきと言いますか、適用の承諾もいただいております中で、この形で平成20年度は進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9番（井田義之） 江陽中学校も市場小学校も同じ設計事務所なのか、これが新基準なのかはわかりませんが、全然一緒のことがされとるんですね。なぜこれが0.01の差が0.02に結果としてなるのか、ちょっとその辺はわかりませんが、これは鈴木次長に聞いてもわからないと思っておりますので、この辺でそれなら置きます。できるだけ丈夫な建物にしていきたいというふうに思います。

教育長にちょっとお尋ねいたします。昨年度のこと、それこそ先ほど石川小学校のことを言いましたけれども、石川小学校の体育館でかなりのプーイングをいただきました、お叱りをいっぱい私も受けました。教育長にもお願いをしました。

そういう中で、今度は本校舎の部分ですね、この間から一応本校舎についても問題のないように、生徒たちにできるだけ授業に差しさわりのないように改修をするということで、約束はさせていただいてるわけですが、ここで一步進んでお尋ねするんですが、せいぜい音のする工事だとか、

いろいろな大げさな工事については、夏休み中にやっていきたいという教育長の話も聞いておるんですが、土曜日、日曜日、学校の休みのときにそういう工事を進めて、2学期に入って例えば9月に入っても、10月まで延びずに何とかするとかというような工法的な、生徒たちに迷惑をかけずに、できるだけスムーズに工事を進める。そのためには土・日も、無理をお願いできんかなというふうに思うんですが、その辺の対策について、教育長の考え方をお尋ねしておきたいと思えます。

議長（森本敏軌） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。

昨年の耐震につきましては、議員さんご指摘のように学校現場で1カ月以上の迷惑をかけたということ、それはおわびした次第でございます。今年度の補強の工事につきましては、ここで本件を議決願えれば、あすからもう工期に入りますので、昨年のようなことはございません。できるだけ早く、工期限内に完成してもらおうように、私どもはお願いする次第でございます。

先ほどのご質問の件につきましては、せんだつての文教厚生委員会の中でも同様のお話がありまして、そのときお答えさせてもらったとおりございまして、同じ校舎の耐震の補強工事につきましては、岩滝小学校は一昨年行っております。

そのときの状況を見ましても、夏休みにできる限りの騒音等が出る大きな工事の方は業者の方に進めていただきまして、2学期に入りましてからは部分的な後始末のような、そのような工事の方になっておりますので、授業等には大きな支障はありませんでした。したがいまして、私どもが業者に土・日もやってくれとか、そういう注文はできるものかできないものか、その辺は微妙なところがあります。

いずれにしましても、私どもにつきましては夏休み期間をフルに使っていただいて、そして工事をしていただくようお願いはするつもりでございます。

以上でございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） できるだけ学校現場と密接な連絡をとっていただきながら、子供たちに迷惑がかかるのを最小限に抑えていただくようお願いをしておきます。

次に、先ほど伊藤議員が補助率の問題で、その他の工事あたりは補助対象になってないと思うんですが、オートリフターのことがあります。以前、野田川の中央公民館の体育館で、卓球に多くの舞鶴、豊岡、福知山、それぞれ遠くの方から見えてときにライトが30個ぐらいあるんですか、あそこは、30個ぐらいのうち、10個ぐらい切れとったんですかね。大変暗くて、遠くから来ていただいた方々に迷惑をかけた覚えがあるんですけれども、今回、オートリフターで市場小学校の体育館をやっていただいて、大変いいことやなというふうに思うんですが。

そこでもう1つ、ちょっと飛び越えて教育推進課長にお尋ねするんですが、バスケットのリングは、今、小学校では一般の大人よりも30センチ低いところで一応基本が決まっております、いわゆる子供たちのジュニアの大会あたりは、全部30センチ低いところでやっておりますが、例えば大人も使いますので、その辺、30センチ上げたり下げたりのスライドが、今、与謝野町の小学校の体育館で対応がとれておるのかどうか。今回の耐震の設備の中で市場小学校、オートリフターはしていただくんですが、そういう設備も入っておるのかどうか、お尋ねいたします。

議長（森本敏軌） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 議員お尋ねの件ですが、ミニバスケットボールの関係かと思ます。

ミニバスケットボールと言いますと基準が、今、日本のバスケットボールの関係の基準ですと2.60という数値になっております。一般ですと3.05ということで45センチほど差があるということでございます。

町内の現状と言いますと、野田川地域の小学校については上げ下げ、上下ができるということで、岩滝と加悦の地域については上げ下げはできないというような状況になっております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） その件についてもお願いをしておきたいというふうに思ます。

今、ミニバスケットの子供たちも結構ふえておりまして、その指導をしてくれておるバスケット協会の人たちが、何とか早いことしていただかないと府の大会へ行って、わずかな違いだと言えればそれまでなんだけれども大変なんだと。だからコート of 狭さ広さについては、これはもう無理は言いませんと。バスケットのリングの上下だけは何とかお願いしますということで、強い要望を私の方にいてでいておりますので、お願いをしておきたいというふうに思ます。

それから厚かましくもう1点、お願いをしたいと思ます。

岩滝の体育館ですけれども、ここはバスケットが2面取れます。バスケットが2面取れるということは、そこそこの大会が誘致できるんですが、ここも先ほど課長の答弁にありましたように、岩滝の体育館についてもスライドができなくて、いわゆる大会の誘致ができません。これは与謝野町の中で唯一、2面取れる体育館でありますので、早急をお願いしたいというふうに思っておりますけれども、答弁の方をいただけたら大変うれしいのでございます。

議長（森本敏軌） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 議員さん言われますとおり、現状はそうでございます。

ミニバスケットが4チームございまして、土・日の指導をしていただいております。本当にご苦労さんというふうに思ます。できましたら旧町3地域で1つぐらいは、そうやって上げ下げのできる体育館がよいかなと私自身は思っております。厳しい財政の中、なかなかすぐにはできないかと思ますが、できるように努力はしていきたいというふうに考えております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 一応できるだけそういう方向で、今、課長が言われましたように、検討していただきますようお願いをしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（森本敏軌） ここで暫時休憩します。3時50分まで休憩します。

（休憩 午後3時37分）

（再開 午後3時50分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの井田議員の質疑の中の積雪加重について、鈴木教育次長から答弁の申し出がありますので、これを許可します。

鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 失礼します。

先ほど井田議員さんの方から、積雪加重の関係でご質問がございました。今休憩時間を借りま

して担当の方に確認をしておりますと、その積雪深度が1.1メートルのときに平米当たり3キログラムということで、これを設計条件に加えておるということでございます。

ややこしい計算になるんですが、それで1.1メートルで330キロになるという計算になります。

議長（森本敏軌） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

上山議員。

3 番（上山光正） 過日の文教厚生常任委員会で検討いたしましたこの80号、81号、82号の議案でございますが、16日には資料の持ち合わせがないということで、ご回答がいただけませんでしたので、改めてこの場でお尋ねしておきたいというふうに思います。

この3施設は、いずれも昭和56年以降の建築基準でもって改築されたわけですが、今回の耐震補強工事を実施するわけです。市場小学校の場合は、先ほど来、出ておりますが0.38を0.71、それから石川小学校が0.55を0.78、それから江陽中学校が0.37を0.73に建物の耐震補強をされるわけですが、提案の学校3施設は一般的に見まして建物の基礎ですね、この基礎コンクリートの強度、またその建築物など法定耐用年数は約60年ぐらいだろうということは存じておるわけですが。

ご存じのとおり30年を境にコンクリートは劣化、これが急速に進むと私どもは認識をさせていただいておりますが、劣化等はアルカリ分が消失いたしまして、そして水素イオンの濃度が9程度以下に下がってしまうと。こういう状態を中性化と言われておりますけれども、中性化の方向に進むと先ほど来、出ておりますが、倒壊であったり崩壊につながるわけです。

それで一般的には水素イオンは正常な位置が12から13の数値と、こういった強い数値のアルカリ性であります。こういった中性化の調査によって、基礎コンクリートの強度状況が一目でわかるわけですがけれども、今回の耐震調査、耐震診断に当たりまして、コンクリートの劣化の状況、この数値が我々素人には見えてこない。こういったことを教育委員会に聞いたわけですがけれども、全体的には文部科学省が一応安全基準のIS値の0.7、これを目標に耐震工事を実施されるわけですが、改修後の段階的に見て、IS値は何年維持ができるかということでございます。

つまり水素イオンの濃度はどれぐらいだったのでしょうか、それから0.7のIS値は、今申し上げましたように何年ぐらい維持ができるのかなという、わかる範囲で結構ですので、お尋ねしておきたいというふうに思います。よろしく願います。

議長（森本敏軌） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 上山議員さんの大変専門的なご質問ですので、どこまで答弁をさせていただけるかわかりませんが、まず1点目のコンクリートの中性化の関係でございます。

耐震診断そのものが、ご承知のとおり1次診断を飛び越えて2次診断までするというのが、補助金等の条件にもなっておりますので、その2次診断まで実施をさせていただいて、IS値、耐震の数値を求めています。そのときに2次診断までということにつきましては、上山議員さんが今ご質問されております、この水素イオン、その言葉と一致するきかどうかはわかりませんが、中性化の診断をするということで、その診断の中にはコンクリートの強度の調査ですとか、また、コンクリートの中性化の試験といったようなこともこの条件の中に入っております、診断の中には盛り込まれております。ただ、その数値につきましては今持ち合わせておりませんし、



そうして求めた数値でもって耐震補強の改修計画等の設計をしておるといふには聞いております。

それから基礎のコンクリートの関係でございますが、私どもが聞いておりますのは、コンクリートの中性化の試験と言いますか調査をしますときに、基礎のコンクリートではなくて、校舎ですと壁面、壁のコンクリートの強度ですとか、中性化の調査ですとか、そういったところを、その建物の中で4カ所、コア抜きと言うんですか、そういう調査方法でもって調査をするというふうに聞いておりますので、実際のこの建物の土台と言いますか基礎になった部分、あるいは地中に埋もれた部分、そういったこの部分のコンクリートの強度であるとか、中性化ということとは、また意味合いが違ってくるというふうに思っております。

それから耐用年数の関係でございますが、私どもが聞いておりますのは、これはまたいろんな説と言いますか、学説と言いますか、そういったものがあるのかもわかりませんが、コンクリートのかぶり厚と言うんですかコンクリートの厚さですね、そういったものが3センチ程度ですと、コンクリート造の場合の建物ですと、大体65年はもつであろうと。その65年というのは今申し上げましたコンクリートの中性化が進んで、鉄筋にまで到達すると言いますか、そういった関係で大体その鉄筋の位置まで進んでいくのが、約65年だというふうに聞いております。

答弁にならなかったかも知れませんが、知り得る範囲でご答弁とさせていただきます。

3 番(上山光正) 0.7の数値が何年もつかというのは。

教育次長(鈴木雅之) 0.71と言いますのは市場小学校の体育館の話ですが、市場小学校が改修後に0.71のIS値になりますので、それが何年もつかというのは、承知ができておりません。一般的に私どもが受けとめておりますのは、コンクリート造の建物そのものが中性化の速度の関係で、約65年の耐用年数と言いますか、65年というふうに伺っておりますので、0.71だから、あるいは0.73だから幾らというところまでは調査と言いますか、そこまでは承知ができておりません。

議長(森本敏軌) 上山議員。

3 番(上山光正) 終わります。

議長(森本敏軌) 糸井議員。

10 番(糸井満雄) 簡単に1点のみ質問させていただきます。

安全判断基準、IS値が設けられて、今論議がされておるわけですが、より安全を確保するためには、もう1つ2つの数値をクリアしないかんだらうと、そういうふうに私は認識というんですか、理解をしておるわけなんで、それでちょっと質問をさせていただいております。

これは国交省の数値だらうと思うんですがIS値は0.6、それ以上が一応の安全の基準というふうにされておるわけです。総合的には同じ耐震の性能を持つ建物であっても、例えば建物の強さ、耐力というふうに言われておりますけれども、それから粘りと言うんですかな、変形能力、こういって言われておるわけで、そういった建物があるわけなんで、総合的にはIS値が0.6以上を上回った場合でも、その粘りの強さの指標、そういったものやら、強さによって大きく変形が生じて大破する場合がありますと、こういうふうに言われております。

したがって、これらの被害を防ぐために建物にある程度の強度を確保する。こういう意味から、そういう目的で建物の形状、これをSDというふうに言われておりますし、それから累積

強度、これは私もちょっとよく意味がわからんのですが、専門家の教育次長なんかはよくご存じだろうと思うんですが、CTという指標であらわされておりますが、これに関する判断基準が設けられておるわけです。

したがって、安全の判定基準はIS値が0.6以上、かつCTとSD値が0.3以上となりますと、これが地震の振動及び衝撃に対する倒壊、または崩壊する危険性が極めて低いと、こういうふうに言われておるわけなんです、今回の3件の物件については、そのCT、SD値というのは考慮されているのかどうか、そこら辺をちょっとお伺いしておきます。

議長（森本敏軌） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 系井議員さんのご質問でかなり専門的な用語が出てまいりましたので、今ご質問の中にありました確かに耐震診断等で、それからまた設計しますときにIS値、あるいは以前ですとQ値、いわゆるこれがものの本を今、私が読んでおりますと、保有水平耐力にかかる指数ということだったようですが、それが最近では今ご質問の中にありましたSTUSD値、保有水平耐力にかかる数値ということらしいですが、そのSTUSD値というものが0.3を超えるということが目標値であるというふうに、そういうふうに改正をされたというふうに聞いております。

ちなみに、そういった点で計算をしてみますと、市場小学校の体育館につきましては、そのSTUSD値ですか、これは0.73という数値が出てまいりますので、今、目標値の0.3はクリアをできておるということでございます。それと江陽中学校では、その数値が0.77になるということでございます。ですから、これも0.3をクリアできておりますし、それから石川小学校の校舎につきましては0.87、その数値になります。

したがって、今、系井議員さんご質問のSTUSD値の0.3という目標値につきましては、3つの建物につきましてはクリアができておるということで、ご答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 系井議員。

10番（系井満雄） 今の答弁を聞きまして安心いたしました。

やっぱり公共の建物ですし、ああいう子供たちが学ぶ場所でございますので、安全な建物ということで、安全基準をしっかりとって安全診断をしていただきたいと、こういうふうに思っております。安心しましたので、これで質問を終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

今田議員。

13番（今田博文） それでは質問させていただきます。

今回、岩手・宮城の大きな地震が起きまして、この間は中国四川で大変な大きな地震が起きたわけですが、それまでからいわゆる地震というのは活動期に入ったというふうに言われつつありますが、ここにきてやはり地震に対する認識と言いますか危険度というのは、一層地域の皆さんはじめ国民の皆さんにも浸透してきたのかなというふうにも思っております。そこで耐震に対する認識と言いますか、重要性というの、この町でもやはりもっともっと進めていただかないかなというふうにも思っております。

そこで新聞にも書いてあって、先ほど伊藤議員からもあったわけですが、耐震補強の補助率の問題です。新聞によりますと、学校施設耐震補強工事の国庫補助を2分の1から3分の2に上げると、こういう報道がされたんですが、先ほど次長の話をお聞きすると0.3未満の建物が対象に

なると、こういう答弁があったというふうに思うんですが、国交省の基準で0.6以上、それから文科省では0.7、それから京都府では0.75という、こういう数値を示しておられるわけですが、0.3未満というのは、いかにも少ないと違うかなというふうに思うんですね。

少なくとも国交省の示しております0.6未満の建物については補助率を3分の2に上げると、こういうことが必要ではないかなというふうに思うんですが、課長に聞いたって国が言うところですから、なかなかそれぞれをどうこうできませんでしょうけれども、その認識はいかがでしょうか。与謝野町の場合は、ほとんどもう当てはまりません、今の0.3未満といえますと。認識はいかがでしょうか。

議長（森本敏軌） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 大変難しい質問をいただいておりますが、確かに今、私どもが情報を得ておりますのが0.3未満の建物というのが、今の補助率の関係で該当するだろうというふうに新聞でも報道されておりますし、また、府教委等からの情報を聞いておりまして、そういう定めと言いますか、そういう形で制定をされたというふうに聞いております。

それを例えば0.6未満とか、確かにそういうふうに対象になる指数が上がれば、そうしますと与謝野町の場合でも、また該当する部分が出てくるかもわかりませんが、一応そのIS値が0.3未満と言いますのは、地震の震動ですとか衝撃に対しまして倒壊をしたり崩壊をする、そういう危険性が高いということで、IS値0.3未満という指数が位置づけられておるというふうに聞いておりますので、例えばそれがIS値が0.6以上、あるいは0.6と申しますのは、一応そうした地震の震動とか衝撃に対して建物が倒壊をしたり、また、崩壊する危険性が低いというふうに国の方で位置づけられておりますので、その要望と言いますか思いとしては、その対象にされるものが拡大をされるということは、ありがたいかと思っておりますが、いわゆるご承知のとおり中国での地震、あるいは宮城・岩手のそういった地震、そういった災害が起きてきておる中で、当町の場合は耐震診断はもうすべて終了もし、それから計画的に耐震補強工事を進めてきておりますが、全国的に見ておりますと、そういった改修工事そのものが、遅れておるところもあるやに聞いておりますので、そういった学校施設を少しでも早く改修をしてほしいという思いから、一応その基準がIS値0.3未満という基準が、できておるんだろうというふうに私どもは理解をしております。

議長（森本敏軌） 今田議員。

13番（今田博文） そうすると0.3未満は著しく崩壊の危険性が高いということでありまして、これを照らし合わせますと、本町にはもうほとんどありません。残ってるのは加悦中学校ぐらいですね。加悦中学校の体育館ぐらいしか、もうないというふうに思うんですね、0.3以下は。

耐震補強でより安全な0.6なり0.7なり、あるいは0.75に上げるということは、そうすると我が町の学校の施設は、著しく崩壊するような施設は加悦中学校の体育館を除いて、もうないんだというふうな認識でいいんでしょうか。

議長（森本敏軌） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 現在まで与謝野町につきましては、先ほども申し上げましたように、きょうまで計画を立ててきました改修計画に基づいての補強工事を進めてきておりますので、今田議員のおっしゃるとおりでございます。

議長（森本敏軌） 今田議員。

13番（今田博文） 著しく崩壊する施設は、もう加悦中学校の体育館を除いてないということなんです。今後の耐震補強工事の予定ですね、これがどうなっているか教えていただきたいのと。

それから加悦中学校は0.09で著しく崩壊の可能性がある、こういう数値が出ておりますけれども、私はこの場から何度か一般質問でもお尋ねを申し上げたんですが、20年度中に学校の適正規模・適正配置、このことを議論しなければ、その耐震化には踏み出せない。あるいは新築も含めてどうするかもわからないと、答えが出せないというふうな答弁を聞いておるんですが、今でもその考えに変わりはないでしょうか。

議長（森本敏軌） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。

そもそも今田議員がご質問される件につきましての発端は、私ども体育館は災害時の避難場所になるので、そちらの方を改修を進めていきたいというところからスタートしたわけでございます。体育館を耐震化していくか、建てかえるかというその話から校舎の話もセットになったもので、その問題をどう解決していくかというところで、文教厚生委員会の方でもいろいろ論議していただきまして、課題として現在に至っております。

その過程において、加悦中学校だけを校舎も入れて改築するということになりますと、いわゆる適正規模・適正配置の検討委員会を立ち上げて、今後の与謝野町における小中学校のあり方について検討していくに先立って、既に1つの決定的なことを出すのはいかがなものでしょうかというところで答弁させていただきました。

しかしながら、基本的に私どもといたしましては、今まで耐震化の工事をやってきましたのは、体育館をどちらかという優先してきとるわけですね。それは災害時での避難場所になるかという、その点でやってきておりますので、基本的には私は加悦中学校の体育館の問題につきましても、その流れの中で考えていくべきだと、そのようには思っております。

以上でございます。

議長（森本敏軌） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 今田議員さんご質問の今後の耐震改修の計画でございます。

21年度に予定をしておりますのが、三河内小学校、市場小学校、山田小学校の校舎でございます。それから最終的にと言いますか、一応これは5年計画を策定をいたしまして文科省の方に送っております。その計画に基づいて、今ご説明させていただいておりますが、22年度に岩屋小学校の校舎という計画をしております。

旧加悦地域におきましては、もう既に耐震改修が必要な校舎ですとか体育館につきましては改修ができております、先ほどの加悦中学校の話は別にしまして。それから旧岩滝は1校ですが、岩滝小学校におきましても17年、18年、19年度ですか、3カ年計画で岩滝小学校も改修ができております。

以上でございます。

議長（森本敏軌） 今田議員。

13番（今田博文） 加悦中学校の関係で教育長から答弁をいただいたんですが、やはり学校の適正規模・適正配置、そのことをお考えになって与謝野町全体を見渡されて改修に入られると。そうい

うことも1つは大事だろうと思うんですが、私は今の答弁の中にもあったかと思うんですが、体育館と校舎というのをやっぱり切り離して考えていただきたいなと。

今答弁にありましたように体育館も校舎も一体的にお考えで、適正規模・適正配置ということの既存のあれをつくってしまうという答弁を前からいただいておるんですが、私はそこは切り離して、やはりそこは住民の避難場所にもなる、あるいは社会体育にも十分活用できる。そういう観点から体育館の改修あるいは新築は、ぜひお考えをいただきたいなというふうに思っております。

それから、もう1点だけお尋ねするんですが、これは京都新聞に載っておりました、宮城の地震の關係の記事が載っておったんですが、学校については土曜日だったから、生徒が授業に来なかったから被害が少なかったみたいなことが書いてあるんですが、保育所については保育をしておられたわけですね。そこで何人かの子供さんが、けがをされております。保育士さんも、子供をかばおうとしてけがをされました。そのけがは何で起きたかと言いますと、こういういわゆる保育園にはホールと言いますか、学校という体育館みたいな遊戯場があるわけですが、そのの上にあるガラスが割れて落ちてきたと。それが子供に当たったり、あるいは子供をかばおうとした保育士さんに当たって、けがをされたということが載っておりましたけれども、ここでおっしゃっております所長さんのお言葉では、被害は全くの想定外だったと。そんなことが起きると思わなかったというふうに、この記事には書いてあるわけですが、そういった部分も十分認識されて、一度そういうことを点検される必要があるのではないかなというふうにも思うんですが、いかがでしょうか。

議長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今、保育所の關係についてご質問をいただきました。

確かに建物そのものにつきましては、先ほど報告させていただきましたように、ほとんど保育所は平屋建てなんですけど、そういったことで建物そのものにつきましては基準を満たしているということでありましてけれども、今ご指摘がありましたようなことがございますので、そのあたりについては保育士にもきちっと指導をしたり、また、私どもも点検をしたりしていきたいというふうに思っております。

1 3 番（今田博文） 終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

多田議員。

1 2 番（多田正成） 先ほどから多くの皆さんから耐震の問題について質問をされておまして、その件で簡単に1点だけお尋ねをしたいと思っておりますけれども、少し私は質問内容が違っておまして、違った観点でちょっとお尋ねをしたいことがあります。

その点でお聞きをさせていただきますが、この耐震工事は3つともほぼ同じような工法になっておるわけですが、先ほども野村議員が言われましたように一般競争入札という形で、地元の業者が廃業したりつぶれたりというふうになり込んでいるというふうに言われました。そういう観点から、もう少し枠を広げた入札ができないかなというふうに思っていて、その観点からお尋ねをいたします。

まず1点目、ここにグレースとつなぎ梁というものがあるんですが、このつなぎ梁は何ミリの

板厚がしてあるんでしょうか。

議 長（森本敏軌） 暫時休憩します。

（休憩 午後4時26分）

（再開 午後4時29分）

議 長（森本敏軌） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） すみません、貴重な時間に休憩をいただきまして。

お手元に配布しております資料の中では、今、多田議員がご質問の、そこまでの何ミリかというところまでは記載をしておりません。下においてまいりまして確認をしましたところ、つなぎ梁につきましてはH型工で高さが194ミリ、幅が150ミリ、太さが6ミリ×9ミリというふうに確認をまいりました。

議 長（森本敏軌） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 私はこの工法がどうのこうのと言う問題までに、いつか副町長にちょっとお尋ねしたことがあるんですけども、その仕様書と言うのか設計書の出し方が、非常に枠の狭まれた指定の仕方がしてあるんじゃないかなというふうに思います。

この間も一般質問で家城議員の方が備品購入につきまして、その点にも触れられておりました。まさしく私もこのことを考えて、同じような現象が起きてるなど。そこが非常に地元の業者に回りにくい、努力してもらいにくい形態が起きているんじゃないかなというふうに思いまして、まず、この市場小学校なんですけど、まずグレードがMなんです。そのMということは、この平米数から言いましてもRに近い平米数になっております。

そういった意味から考えますと、もう少し与謝野町で地元を守るためにRから以上とかそこには、ですから専門業者に聞きますと、多分地元で十分できる施工だということで、つなぎ梁がありまして、そこを溶接していくわけですけども、その隅につけていくわけですけども、その単位がRのグレードで十分いけるという話をしておられまして、そうやってきて入札をされると、非常に地元の中でも業者がふえてくるんじゃないかなということを感じるんですけども、その点どういうふうに思われますでしょうか。

どなたでもいいですけど、そしたら副町長に答えていただけますか。

議 長（森本敏軌） 暫時休憩します。

（休憩 午後4時33分）

（再開 午後4時50分）

議 長（森本敏軌） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を続行いたします。

ここであらかじめ申し上げます。本日の会議は、議事の都合上、午後5時以降も続行いたします。

質疑を続行いたします。

鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） ただいまの多田議員さんのご質問でございますが、その仕様書ですとか設計書ですとか、そういった内容と言いますか枠が狭いというようなご質問の趣旨だと思っております。

それにつきましては、まず基本的には耐震診断をしまして、それに基づいて改修計画と言いま

すか改修設計と言いますか、そういったものを作成をして、そしてIS値を求めて、その後、詳細なその耐震診断に基づいて先ほどから出ております耐震判定委員会の認可と言いますか、適用というゴーサインをもらいまして、そしていわゆる詳細設計の実設計をしまして、そして工事に着手をするというのが一連の流れでございます。

その中で鉄骨の部材の関係が、先ほどからご質問の中に出てきておりますが、この耐震診断の補強工事につきましては施工指針と言うんですか、コンサルの方に設計を依頼しますときに、例えば鉄骨の関係ですと鉄骨の製作工場と言うんですか、そういったところが例えば鉄鋼の取引量ですとか、サイズですとか、それからその工場の中の技術者の人数ですとか、そういったことによって先ほどMグレードでしたか、Rグレードでしたか、そういったランクづけと言いますか、グレードというものが定められておるようです。そういったグレードの素材を使いまして、耐震補強工事をしていくと。

逆に言いますと、やはりそうしたグレードの高い素材でもって耐震補強工事をするべきと言いますか、この素材を使って耐震補強工事をするということで、今申し上げました判定委員会等のゴーサインもいただいておって、工事に着手をするというものでございますので、例えば今、多田議員さんがおっしゃっておりますように、例えば地元の業者が調達できるような素材に変更するですとか、数量をふやすですとか、あるいは減らすですとか、そういったいわゆる設計変更的なことは、もう既に判定委員会を通過しておりますので、そういったところについては手をつけると言いますか、そういった変更はできないということが、まず1点ございます。

それから入札の指名云々の関係につきましては、指名委員会と言いますか、所管課か、あるいは副町長の方から答弁をしていただきたいと思います。

議 長（森本敏軌） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 指名委員会の関係で、私からお答えをさせていただきたいと思います。

枠を広げた入札をという趣旨だったと思うんですが、今次長が申し上げましたような経過で仕様書、設計書が組まれまして、結果、予定価格が算出をされます。その予定価格に応じて与謝野町の場合は、与謝野町建設工事請負業者指名要項というものがございまして、例えば今お話があります建築一式工事でありますと、予定金額が3,000万円以上につきましては等級A、Aクラスの指名業者の方に指名をさせていただくということになっております。以下、ほかの工事についても同様であります。契約予定金額に応じて、それぞれ等級分けをした業者の方を指名させていただくということになっております。

議 長（森本敏軌） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 大変ご迷惑をかけております。すみません。

今次長の方からお答え願いましたように、地元の業者で粗悪なものを使ったりとか、数を減らしたりとか、そんなことを私は言ってるのではない。今のこの状態だったらそういう状態で、地元のそういうRのクラスで十分できるだろうということを聞いてまして、それが定かかかどうかということはわかりません。単なる話の中の話ですから、そのことを真に受けとるわけではありませぬけれども、そういうふうにできるのではないかなということがありますので、設計をされて、落札されて、その業者がAランク、Bランクと副町長が言われたように、そのクラスに当てはまっておりますので、そのことを私は問題にしておるのではなしに、入札にいくまでの仕様書をも

う少し吟味して、いろんな友達関係やつながりがあるんでしょ、そういう専門家にもっと聞いて、1つのコンサルタントの丸投げで業者に渡すのではなしに、そこを精査して、この範囲の仕事だったらRのクラスでできると違うかということがもしあれば、Rから以上とか枠を広げていただくと、やっぱりAよりBの方がようけあるわけですし、BよりCの方がようけあるわけですから、そういう理屈にならへんかなということがあって、ですから地域経済、地元が大変仕事に悩んでおりますんで、そういうことで少し幅を広げていただけるようなことが、今後できないかなという基本的な考えでお尋ねをして、その仕様書に余りにも指定がしてありますんで、そのことについて間違っているとは言いませんけれども、その幅を今後行政として、もう少し精査をして考えられないかというご答弁がいただきたいわけです。

議長（森本敏軌） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） ただいまの多田議員さんのご質問でございますが、以前、多田議員さんもこの耐震の関係でしたかで、町内業者云々というご質問をされた経過があると思います。このコンサルの選定と言いますか、コンサル自体もやはり前もお話をさせていただいたと思いますが、構造計算ができるいわゆる専門的なコンサル、それからまたそういったスタッフをそろえておるコンサル会社ということになってまいりますと、ある程度きょうまでの実績のあるところに、それは入札をするわけですが、お世話になっておるのが実態でございます。

そうしてきますと、今コンサルに丸投げではなくというようなお言葉もありましたが、やはり経験豊富な、いわゆる実績のあるコンサルで実施設計等を策定をさせていただきまして、やはり私もとしましては判定委員会を通らなければ、この改修工事に着手をできないという、いわゆる関所的なものがあるわけでございますので、その辺のところはご理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 考え方の違いでしょう、信念を持ってやっていただいておりますので、そのことをどうのこうのと言う問題でもありませんし、この工事をどうのこうのと言う問題ではありませんけれども、1つの同じコンサルタント会社に行きますとこの工法でしょうけれども、やはり全国にはいろんな工法の仕方がありまして、もっと簡素で、授業をしながら耐震をしていけるといような工法もあるようですので、そのことを指摘をしておきまして、今後は備品購入にしましても、こういう問題にしましても、もう少し中身を吟味して、この程度だったらこうだということもしないと、コンサルタントは必ず正式にこうだということを言うてきます。それをまともにとらえますと、今言うような幅の狭い状況で業者が指定されてくるようなこととなりますので、ぜひとも地域活性化のために、その辺のところを精査しながら少しグレードを広げていただければ、参入業者も努力ができるんじゃないかなと、もっと努力ができるんじゃないかなというふうに思いまして、終わらせていただきます。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

赤松議員。

1 5 番（赤松孝一） 時間が遅くなってますので、手短かに質問いたします。

まず1点は、この市場小学校、江陽中学校は、山田断層のちょうど真上にあると、いわゆる京都府下でもすぐに出てきます5断層、山田断層、その断層のちょうど上にあるということで、先



ほど京都府の基準の目安の目標値の75、0.75には届かないということでありましたが、1点確認しておきたいのは、それでは今回の工事で例えば今言われますマグニチュード、どの程度なら耐え得る工事になるのか。そして安全ですよというふうに教育委員会の方から発表してもらえるのかということが、1点聞きたいわけです。

というのは、その地域、地域によって、やはり同じ町の中でも断層の走っているところ、断層が走っていないところ、それから日本全国でも教育委員会によっては、目安が80以上のところもあるわけですね。必ずしも70なければならないとか、これはあくまでも文科省や国土交通省、また京都府の教育委員会、それぞれが考えられたその地域での安全目標数値でありますので、本町の中における特に山田断層の真上にある小学校、中学校が、これで京都府の基準値とは多少違いがあっても、十分耐えれますということさえ確保してもらえればいいわけでありまして、その点につきまして、これでどの程度の地震が来ても大丈夫なのか、そして本当に安全なのか。もう1点ありますが、まず、その1点をお願いいたします。

議長（森本敏軌） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 大変難しいご質問だと思います。

15番（赤松孝一） 難しいいうて、それが一番大事なんですよ。

教育次長（鈴木雅之） 確かにそれは大事なところではあります。今、マグニチュード幾らなら、耐えられるかというようなご質問がございましたが、私どもが聞いておりますのは、先ほど井田議員さんの答弁の中でも触れさせていただきましたように、例えば今のお出でおりますIS値が市場小学校ですと0.71だと。いわゆる京都府の独自の目標値と言いますか、推奨値であります0.75よりは低いということです。それが旧の古い方の手法で算定をしますと、今コンサルが言うておりますのは0.8以上にはなるだろうと、それは確約と言いますか、コンサルの方から聞かせてもらっております。

そうしますと、じゃあそれで安全なのかどうかということになってきますと、それはいろんな地震のパターンがあると思います。それで確かに今、赤松議員さんがおっしゃいますように、山田断層の上にあるということは承知をしておりますが、その地震のパターンによりまして、縦揺れですとか、横揺れですとか、そういった部分がございますので、一応私どもはIS値というその数値でもって、先ほど井田議員さんの答弁の中でも申し上げましたように、IS値が0.6なら震度6弱でしたか強でしたか、そういった数字でいきますと、0.7以上あれば震度で言います7弱になるのか7強になるのか、そういった部分までは耐えられると言いますか、耐震性があるというふうに理解をしております。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

15番（赤松孝一） やっぱりこの件は、与謝野町教育委員会として目安を、例えば75以上あればいいとか、やっぱり町としての見解をきちっと持っておられて発表されないからいろいろと心配をするわけで、ましてや府立の高校は75だということを聞きますと、いつもは常々京都府、京都府とおっしゃってる、京都府に右にならえの自治体が、これに限っては町独自の。ましてや過大なものに対してはというふうなもの、私はこんなことに過大があってもいいと。それは過大という意味は耐震に対して過大ではなしに、耐震以外の例えばモルタル塗りだとか、いろんな工事が入ってますわね。そういう余分なものは確かに必要以上のことはいい、耐震に対して多少過大な

部分があっても、それが即、いわゆる交付金に影響するということは、私は決してないというふうに理解をしています。

それが証拠に、ほかの教育委員会は教育委員会独自の、自分たちの町ならば最低8が目安だとか、いや70でいいとか、これ各自治体の地形、またきょうまでの歴史によって、やはり物語った中での基準、判断の目安をつくっておられると。したがって、与謝野町の安全値は目標値は何ぼになるんだということを十分研究していただいた上で、これを発表していただければ、そんなに皆さんが心配をしなかったのではないかなというふうに思います。これが1点。

それからもう1点は、この工期が石川小学校は9月末、市場小学校と江陽中学校は体育館である関係か、10月末になっていますが、当然、夏休みを十分利用されるんだろうとは思いますが、この工期に対しまして、やってみたらやはり大変でしたということになりまして、工期が遅れることはないのかどうかということを、1点確認をしておきたいと思います。

議長（森本敏軌） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。

まず、町の教育委員会として耐震基準ですね、それを持つべきだとおっしゃる。お話としては、私はもっともだというふうには思います。

しかし、今、赤松議員が求められる条件を一教育委員会では、そこまで検討していく能力は、私はないと思っております。いずれにしても、そうしますと専門家に頼らなければならないと、そして調査もしてもらわなければならないと、そういう状況になると思います。その意味で私どもは国の指標を、やはりまずはクリアすること。そこに依拠せざるを得ないと、そのように思っております。

なお、先ほど京都府の0.75というのは、先ほど次長が答弁で言っておりましたように、いわゆる途中で耐震の診断、補強の手法が変わっていったわけなんです。京都府がそれを見直して、その手法で0.75をしたというのではないわけです。だから新手法を導入する以前のIS値であります。それが0.75で京都府教育委員会の方は取り組んだと。それで今度新しい手法、何とかいうやつなんですけど、それでいきますと今度はある意味では厳しくなるわけですね、簡単に申しますと。それで先ほど言ってますように0.71という数値を上げてきとるわけですけど、それは京都府の0.75のその計算の仕方で行くと、そうすると0.75から0.78、0.8にまでぐらいの耐震性はあるということを述べておるわけです。

したがって、ちょっとその意味で物差しが違っていると云ったらいいいと思うんですけども、それが混同されたところにつきましては、ちょっと説明不足だった点につきましてはおわび申し上げます。

工期についてですけど、先ほど答弁の中でもこれは答えさせてもらいましたように、今までのやつでいきますと工期内、早く完成しております。したがって、遅れるということは考えていないと思います。それは先ほども答弁させてもらいましたように、業者の方にはくれぐれもお願ひしますと。私どもとしても工期が遅れば、それだけ学校の現場の方には支障が出てきますので、その点だけは本当に早く完成してもらえるように、お願いするつもりでございます。

以上でございます。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

1 5 番（赤松孝一） 私もずっと皆さんがしゃべられたことを聞きながらしゃべってますので、ダブったことがたくさんあるんですけども、私は教育委員会だけでしなさいと言ってるんじゃないし、やはり教育委員会が担当であるならばそういう見解を、それはどうしても能力不足の部分があれば、そのためにコンサルがあるわけですからお願いされて、やはり山田断層という断層があるという上で、そしてこれで十分であるということをお我々町民に対して。先ほどからずっとやりとりを聞いてましたら、果たして本当に大丈夫なんだろうかなという不安が先走るわけですね。だからあえて私も、もう質問をやめようかなと思ってたんですけども、もう一度確認しようと思ひまして、させていただいたことありまして、やはり教育長としては大丈夫だと、十分検討した結果だというようなことを、もっと適切に答弁していただきたいなと思ひますし、今後、三河内、市場、山田、岩屋各小学校がございますので、やはりそういった点におきましてもそういうことがないように、教育委員会としてのある程度の基準値というものを、見解をある程度持っておられて、それに基づいて確信のある答弁をしていただければというふうに、これはお願いしておきます。

また、特に工期におきましては江陽中学校も市場小学校も、非常に一般の交通もあるところありますし、特に江陽中学校は、非常に道路も狭いところにありますので、ぜひとも地域住民に多少の迷惑はかかっても当然であります、せいぜい迷惑がかからないように、そして工期内に完成するよいうにということをお、これもお願いになりますがお願ひをしまして、私は以上で終わります。答弁は結構でございます。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第80号から議案第82号の討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第80号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第80号 与謝野町立市場小学校屋内運動場耐震補強工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

これより議案第81号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第81号 与謝野町立石川小学校校舎耐震補強工事請負契約の締結については、

原案のとおり可決されました。

次に、これより議案第82号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(森本敏軌) 起立全員であります。

よって、議案第82号 与謝野町立江陽中学校屋内運動場耐震補強工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18 議案第83号 平成20年度与謝野町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

廣野議員。

- 4 番(廣野安樹) それでは産建の委員会で16日に、この中の説明をいただいたわけですが、除雪対策事業の中でリースが4台、それから除雪機を購入ということでございますが、除雪機を買うのとリースでやるのということで、この前資料をいただきました。約20年間で1,000万円ほど安くなるということを説明いただいたわけですが、この点につきまして、除雪機を今度業者に貸与するということでございます。今まで業者の方にお世話になっておりまして、業者の方がリースで対応されておったということでございますが、今度、町が業者に対して貸与するということでございますので除雪の費用がどうなるのか、費用対効果はどのような形で上がってくるのか、その点をお聞きしたいと思います。

議長(森本敏軌) 西原建設課長。

建設課長(西原正樹) 議員のご質問にお答えしたいと思っております。

業者に払います委託料の構成について説明をいたしますと、拘束料とチェーン脱着料、それから待機料、それから時間当たりの単価という4つの要素からなっております。

したがって、業者の方に貸与するということになりますと、機械拘束料と、それからチェーン脱着料については不要ということになります。例えば8トン級のタイヤドーザーを見ますと、機械拘束料が1期間で17万6,400円支払いをしております。それからチェーン脱着料につきましても期間内で、7万2,000円というふうな金額をお支払いをしております。

それから、次に業者の方に貸与機械をした場合の時間当たりの単価でございますけれども、8トン級で今19年度で1万2,400円でございます。それが貸与をすると、19年度で1万100円というふうな数字になるだろうということを思っております。

それから待機料につきましては、オペレーターさんの待機料というふうなことでございますので、貸与をした場合につきましても、これにつきましては変わらないというふうなことでございます。よろしく申し上げます。

議長(森本敏軌) 廣野議員。

- 4 番(廣野安樹) お聞きしておりますと、大分安く上がるんじゃないかというように思っております。いわゆる除雪機を買うことにつきましては、この前の産業建設常任委員会で説明をいただいて、補助率が3分1ということでございますので、できるだけこういった有利な起債を利用して

いただいて、お世話になりたいというように思っております。これで質問を終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

井田議員。

9 番（井田義之） それでは除雪対策の件について、質問をさせていただきます。

今回、一応各旧3町のいわゆる業者数が1ずつ減ったと。そして除雪機に対しては8台の除雪機が減ったということで、その対応の予算がここで出とるわけですね。

これまで業者の方々の立場から言いますと、公共事業を請け負うということで除雪に対する責任を感じておられました。そういう中で、いわゆるこのペーローダーは除雪にしか使わないけど。今、建設現場は、ほとんどユンボ、バックホーが主たる機械でありますので、ペーローダーというのは、除雪に使うというのが大半でございます。その余裕をもって持っておられた。

ところが、今回倒産等も出たり、また廃業等もあったり、また今後そういう傾向が心配をされるわけですが、今年度については、これで今まだ6月ですので、本当に12月の除雪の時期までこのままの体制で、業者の方々が頑張っていただけだろうという前提で進められるわけですが、そういう点についての危惧については、建設課長としてはこの間調査をしていただいて、こういう計画をされたわけですが、ございませんか。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。

今回4月末に調査をさせていただきました。業者は今まで、平成19年度で70台稼働計画を持っておりまして、私どもが調べますと62台というふうな状況でございます。あとは地域の業者さんと協議をさせてもらって、できるだけ協力してほしいというふうな対応の中で、実質的には今4台で、何とかなるだろうというふうな確認をいただいております。

先ほど質問がありましたように、大変今後につきましても危惧をしております。建設課の方といたしましては、現在、業者のランクを決めますいわゆる等級区分点というのがございます。それにつきましては経審の点数と、それから主観でございます例えば地域への貢献度だとか、それから除雪によるそういった貢献だとか、そういった要素がございまして、私どもといたしましては、今は除雪機械を持っておられたら何台持っておられても10点だと、それからオペレーターをお出しになったら5点だというふうに、5点しか差がないというふうな状況になっておりまして、この点を解消したいと。もう少し持っておられる業者さんには、もうちょっと点があってもええん違うかなというふうに思っております。指名委員会の方でこの点につきまして、ご協議をさせていただきました。指名委員会の事務局であります総務の方と私どもの建設課の方で、一遍案をつくってみいというようなことをいただいておりますので、今後案をつくりまして、いわゆる除雪期間までに、そういった対応ができたらなというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 私が2回目に質問しようかなと思うとることを、もう課長、さきもって答弁していただきましたんで、その件はぜひとも地元の貢献度というのを、経審の中で加味していただける方法をとっていただきたいなということをお願いしておきたいと思っております。

それから除雪の路線、いわゆる建設業者の方々は時間、早くから対応していただいとるんです

が、この春の積雪に対しても、去年よりもことしが遅くなったというのか、1年でかなり除雪の対応が遅れてきたんでないかという、今度は町民の立場からあるわけです。

業者の方々は従来、大きなペーローダーで対応されとったやつを、その維持管理がなかなか難しくなってきた、いわゆる小さい機械にかえておられる業者があるんですね。そうすると、その分だけ1回で済んだやつが、3回くらい行かんなんらんとということになると、どうしても除雪に時間がかかるということで、対応が遅れてきた経過もあるのですが、この辺は私としては、町民の方々に理解をいただく以外にないというふうに思っておりますけれども、そういういわゆる機械の大きさの調査というのも、この中には入って計画路線がつくられておるのかどうか、お願いをいたします。

議 長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えしたいと思います。

除雪につきましては、従来いわゆる除雪業者さんの方にもうお任せするというふうな状況でございました。しかし、こういった事態になりましたので、私どもとしてはもう今の除雪路線で、ここの除雪路線については、何トン級が入れるだろうというふうな調査を、1路線ずつ全部させてもらいました。そういうような中で、今回決めさせていただいたというようなことでございます。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 前にも地元の建設業者について、私は事前は地元建設業者の育成だということを書いておったわけですが、最近についてはやはり地元の建設業者を、いかにして守るかというような時代になってきたとということを申し上げた経過もあります。

そういう意味を十分に理解をしていただいて、今後、除雪対策が、例えばことし絵を描いたものが、来年も再来年も使えるような方法を、行政といたしましてもできるだけバックアップをしながら、頑張っていたきたいなということを申し上げて質問を終わります。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第83号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第83号 平成20年度与謝野町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午後5時25分）

(再開 午後5時27分)

議長(森本敏軌) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第19 閉会中の継続審査(調査)申出書を議題といたします。

3 常任委員会から審査(調査)中の事件について、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査(調査)の申出書が議長に提出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森本敏軌) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付されました議案、その他はすべて議了いたしました。

会期を2日残しておりますが、これをもちまして、第17回平成20年6月定例会を閉会いたします。

(閉会 午後5時28分)

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員